

**(仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校
整備基本計画**

令和5年3月

土浦市教育委員会

目 次

1. はじめに	3
2. 前提条件の整理	4
2.1 上大津地区全体の適正配置の方針	4
2.2 統合小学校の整備スケジュール	5
2.3 想定される児童数と学級数の推計	5
3. 計画予定地周辺に関する状況の整理	7
3.1 敷地の現状	7
3.2 建築条件等	9
3.2.1 関連諸法令等	9
3.2.2 開発行為（特例協議）	10
3.2.3 市街化調整区域への建築	10
3.2.4 緑化	10
3.2.5 農地転用	11
3.2.6 埋蔵文化財	11
3.2.7 景観法	12
4. 施設整備の考え方	13
4.1 計画コンセプトの整理	13
4.1.1 計画コンセプトの検討方法	13
4.1.2 国の主な上位計画・関連計画の整理	13
4.1.3 土浦市の主な関連計画の整理	18
4.1.4 統合対象校・関連校の特徴	47
4.1.5 小中一貫教育	52
4.1.6 計画予定地の特徴	54
4.1.7 計画コンセプト	55
4.2 施設整備にあたっての基本方針	56
4.2.1 基本方針に基づく施設計画方針	58
4.3 改修等の基本的な方針	61
4.3.1 既存施設の改修	61

5. 全体計画概要	62
5.1 施設規模の整理	62
5.2 諸室の機能検討	64
5.3 利用者参加型検討会	69
5.3.1 上大津地区小学校適正配置に関する住民説明会	69
5.3.2 事例 新治学園整備基本計画策定時の教職員ワークショップ	71
5.4 その他の検討事項	72
5.5 配置計画の方針	74
5.6 工事手順の検討	75
5.7 想定される配置ゾーニング例	76
5.8 基本配置計画案等に対するこれまでの検討経緯	80
5.8.1 (仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会 (第1回) (令和4年8月実施)	82
5.8.2 (仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会 (第2回) (令和4年10月実施)	82
5.8.3 (仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会 (第3回) (令和4年11月実施)	83
5.8.4 (仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会 (提言) (令和4年12月)	83
5.8.5 今後の課題および設計方針	84
6. 概算工事費の算出	85
6.1 概算工事費の算出	85
6.2 概略事業工程の検討	85

1. はじめに

全国的な少子化が進む中、本市においても児童生徒数が減少し、教育環境への影響が懸念されたことから、望ましい教育環境の維持・向上を図るため、平成23年2月に「土浦市立小学校及び中学校適正配置等基本方針」が策定されました。

この基本方針に基づき、平成25年2月に「土浦市立小学校適正配置実施計画」（以下「実施計画」という。）が策定され、適正規模を満たさない新治地区の藤沢小学校・斗利出小学校・山ノ荘小学校については新治中学校と統合し平成30年度に新たな小中一貫教育の義務教育学校として整備にいたりました。

一方、上大津地区については、平成25年2月の実施計画策定後、同3月に対象校2校（旧上大津西小学校及び菅谷小学校）の保護者及び地域住民を対象とした説明会を開催し、検討をかさねてきましたが、住宅地の造成や病院の開業などにより、一部地域で人口の増加が見込まれるなど、人口の変化を予測することが難しい状況となりました。これにより保護者や地域住民等との話し合いが一旦中断され、当該地区の人口や児童生徒数の推移などを注視することとなりました。

その後、上大津地区の人口動向などがある程度見通せる状況になりましたが、一方で児童数減少を起因とする適正規模に満たない小規模校があるなどの課題に対して、子どもたちの適正な教育環境を確保し、上大津地区全体の教育環境をよりよい方向に進めていくため、土浦市教育委員会では、平成29年6月より保護者や地域住民等との話し合いを小学校区ごとに再開しました。

また、これらの課題解決に向けて、より具体的に協議、検討するために、平成29年11月に、学識経験者や上大津地区の地域住民、保護者、学校の代表者で構成する「土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置しました。

検討委員会において、旧上大津西小学校の複式学級の解消については、至急対応すべきとの判断から、平成31年2月に「上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画～上大津地区小学校適正配置実施計画＜中間提言＞に基づくもの～」を策定し、令和2年4月に旧上大津西小学校を菅谷小学校に暫定的に統合しました。

令和2年度には上大津地区全体の小学校の適正配置について慎重な協議、検討が行われ、実施計画の所期の目的である適切な教育環境の改善や将来を担う子どもたちの学校生活の充実を図るために令和2年11月には「上大津地区小学校適正配置実施計画」（令和4年度一部改訂）を策定しました。

本計画は、「上大津地区小学校適正配置実施計画」に基づき、また近年の教育環境の動向を考慮した上大津地区の新たな学校づくりを実施するため、敷地条件の整理、校舎等の配置、教室等の配置を含め、限られた面積や財源のなかで最適な整備内容の整理検討を行い、策定いたしました。

2. 前提条件の整理

2.1 上大津地区全体の適正配置の方針

上大津地区では小学校の児童数減少による課題解消のため、令和2年4月に先行して旧上大津西小学校を菅谷小学校に暫定統合しました。また、令和2年11月に策定した「土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画」（令和4年度一部改訂）に基づき、今後も適正な教育環境維持が可能な神立小学校を除き、上大津東小学校と菅谷小学校の適正配置に向け、令和10年度の開校を目指し（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校（以下「統合小学校」という。）を整備することとしました。

（1）統合対象校

上大津東小学校及び菅谷小学校

（2）方策

●統合先

- ・上大津東小学校敷地北側拡張とする。

●理由

- ・登下校時の安全性向上が見込まれる。
- ・これまでどおり土浦第五中学校との効果的な小中一貫教育の推進ができる。
- ・施設整備費等の抑制が期待できる。

●留意事項

- ・児童の通学時における安全確保には充分留意する。

（3）目標とする実施時期

- ・令和10年4月の開校を目標とする。

※統合小学校は施設分離型の小中一貫校とし、義務教育学校とはしません。

2.2 統合小学校の整備スケジュール

統合小学校の整備スケジュールを以下に示します。

表 2-1 統合小学校の整備スケジュール

時 期	内 容
令和 4 年 8 月	(仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会設置
令和 4 年 12 月	(仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会より提言書受理
令和 5 年 3 月	(仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校整備基本計画策定
令和 5 年度	用地測量、不動産鑑定、用地買収
令和 6 年度	地質調査、敷地造成、基本実施設計業務委託
令和 7 年度	設計業務完了
令和 8 年度	新校舎整備工事等発注
令和 9 年度	新校舎完成予定
令和 10 年度	開校、児童クラブ室移転、既存校舎解体、グラウンド整備

2.3 想定される児童数と学級数の推計

学級編制の基準として、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下「標準法」という。)が一部改正され、平成 24 年 4 月から学級編制の権限が市町村に移譲されました。本市では現在以下のとおり、茨城県教育委員会が示す基準「茨城方式」を採用し学級編制を行っていますが、令和 10 年度の開校時点では、茨城方式も標準法と同じになる予定であることから、標準法が示す基準を採用します。

統合小学校において想定される児童数と学級数の推計を以下に示します。

表 2-2 学級編制の基準 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

区 分			1 学級の児童又は生徒の数		
			標準法に基づく学級数(国の基準)	茨城方式(土浦市の基準)	
通常学級	単式学級	小学校及び義務教育学校前期課程	1 学年	35 人	35 人
			2 学年	35 人	
			3 学年	35 人	
			4 学年～6 学年	35 人	
	単式学級	中学校及び義務教育学校後期課程	1 学年(7 学年)	40 人	40 人(ただし、36 人以上の学級が 3 学級以上で 1 学級増とする。)
			2 学年(8 学年)	40 人	
			3 学年(9 学年)	40 人	
	複式学級	小学校及び義務教育学校前期課程	1 学年を含む	8 人	8 人
			1 学年を含まない	16 人	
		中学校及び義務教育学校後期課程	8 人	8 人	
特別支援学級			8 人	8 人	

表 2-3 統合小学校において想定される児童数と学級数の推計（令和 4 年 5 月 1 日現在）

年度	学校	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R15 年度	R20 年度
児童数 (人)	上大津東小学校	394 (29)	403 (31)	405 (32)	387 (28)	373 (28)	373 (31)	479 (30)	452 (35)	443 (36)
	菅谷小学校	137 (7)	138 (6)	134 (7)	134 (7)	132 (7)	132 (7)			
	合計	531 (36)	541 (37)	539 (39)	521 (35)	505 (35)	505 (38)			
学級数 (学級)	上大津東小学校	17 (5)	17 (5)	17 (5)	16 (4)	17 (5)	17 (5)	22 (6)	22 (6)	22 (5)
	菅谷小学校	8 (2)	8 (2)	8 (2)	8 (2)	8 (2)	8 (2)			

※令和 10 年度以降は統合小学校の児童数・学級数を示します。

※ () 内は特別支援学級の内数を示します。

※設計に際しては適時数値を確認しながら検討を行います。

3. 計画予定地周辺に関する状況の整理

3.1 敷地の現状

本事業における計画予定地は以下のとおりです。計画予定地は上大津東小学校敷地およびその北側敷地とし、敷地面積は約 24,550 m²です。

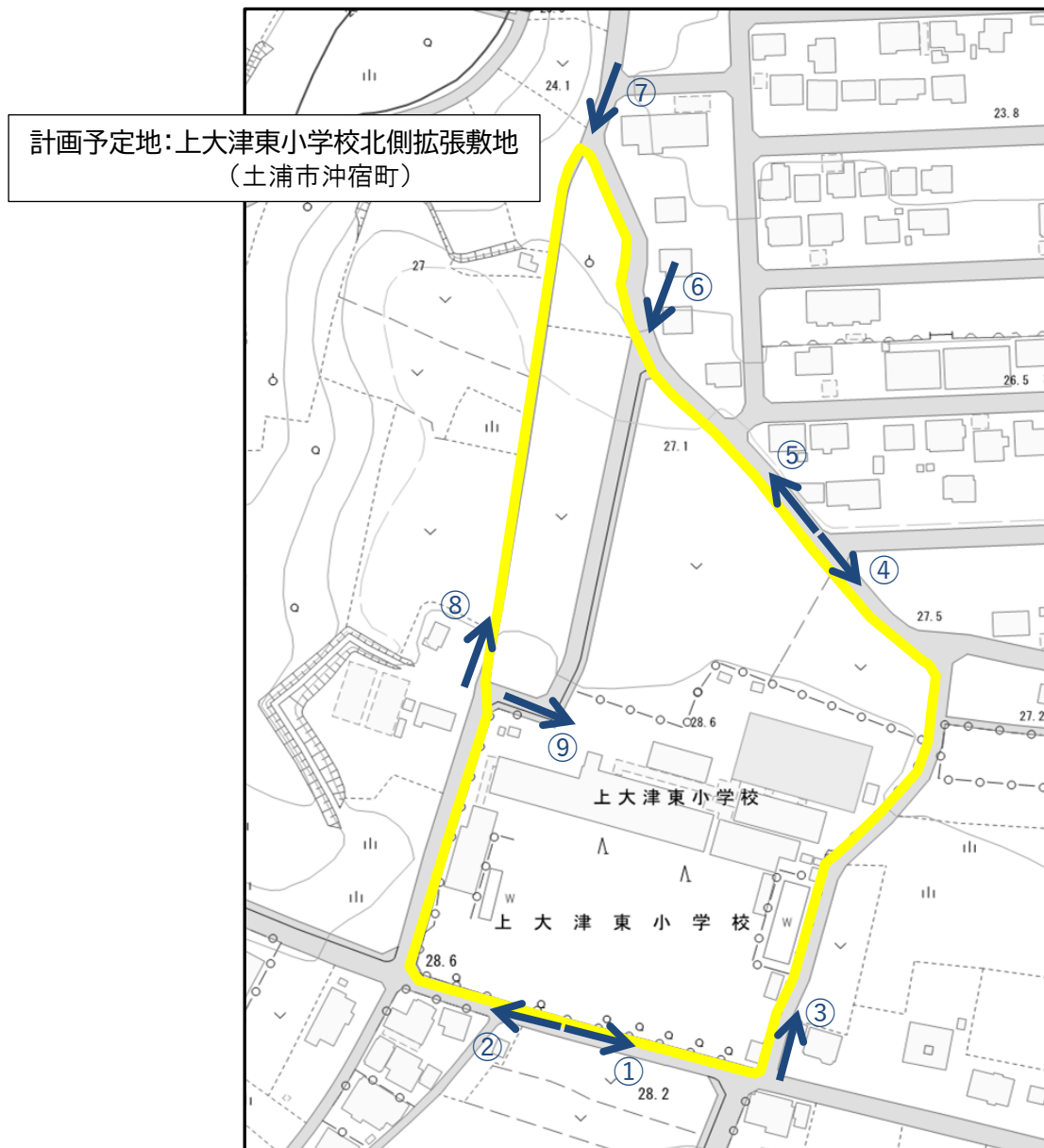


図 3-1 敷地全体図



表 3-1 建築関係規制

項目	内容
都市計画区域	市街化調整区域
建ぺい率	60%
容積率	200%
道路斜線	適用距離 20m、勾配 1.5
隣地斜線	立上がり 20m、勾配 1.25
防火地域	なし
日影規制	なし
接道条件	東側 市道沖宿 17 号線（幅員 5.0m） 北側 市道おおつ野六丁目 19 号線（幅員 6.0m） 西側 市道田村 116 号線（幅員 5m） 南側 市道Ⅱ級 9 号線

表 3-2 インフラ整備状況

項目	内容
給水	南側道路にφ150 敷設
汚水排水	南側道路及び南西側道路にφ200、北東側道路にφ250 敷設
都市ガス	なし
電力	南側道路及び西側道路より供給可能
通信	南側道路より供給可能

3.2 建築条件等

計画予定地における法的条件について以下に整理します。各関係法令については、設計時に関係部署と再度協議を行うこととします。

3.2.1 関連諸法令等

<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法 ・建築基準法 ・消防法 ・農地法 ・森林法 ・埋蔵文化財保護法 ・景観条例 ・その他法令・条例等
--

3.2.2 開発行為（特例協議）

隣接する上大津東小学校北側敷地の中の道路を付け替える場合は、上大津東小学校敷地を含む範囲（約 2.4ha）が開発区域となります。

関係法令等	問題点の有無・関連内容の要約
都市計画法、 同施行令、 同施行規則	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路 9m以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員9m以上の道路に接続
開発行為の技術基準 （茨城県）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路 既存道路：主要な道路が接続する既存道路は車道幅員5.5m以上 開発区域内の道路：区画道路6m以上（開発区域5ha未満） ■ 擁壁等 土質が砂利・真砂土・関東ローム・硬質粘土・その他これらに類するもの の場合、擁壁を要しない勾配の上限は35度
土浦市道路整備 技術基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路幅員 開発区域の規模が1ha～5haの場合、7m以上 ■ すみ切り 幅員6m～9mの道路と6m～9mの道路の交差角度が90度の場合、3m ■ 道路の縦断勾配と舗装種別 道路の縦断勾配は9%以下とし、アスファルトコンクリート以上の舗装

※上記のほか、土浦市開発行為に関する指導要綱、茨城県の宅地開発資料集を参照の上、基本設計段階において事前協議を行うものとします。

3.2.3 市街化調整区域への建築

関係法令等	問題点の有無・関連内容の要約
都市計画法	主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に該当する場合、市街化調整区域に係る開発行為が可能（特例協議が必要）

3.2.4 緑化

関係法令等	問題点の有無・関連内容の要約
茨城県地球環境保全 行動条例、 茨城県公共施設 緑化基準	<p>目標とする緑地面積比率等：学校、新設の場合は 25%以上（努力義務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り、道路と接する部分に緑地を設けるとともに、大径木の育成につながるように樹木を適正に配置 ・地域の気候風土に適した樹木等を植栽するなど、周辺と調和のとれた緑化を行う ・可能な限り当該施設の存する地域周辺の野生生物が生息しやすい環境となるように、その生態特性に応じて、野生植物の周辺環境及び水系の保全並びに野生動物の営巣、繁殖及び採餌等の行動経路などに配慮

※努力義務であることに加え、学校用途は報告不要。

3.2.5 農地転用

関係法令等	問題点の有無・関連内容の要約
農地法	敷地内に「畑」の地目があるが、「農用地区域」ではなく、「第三種農地」(鉄道の駅が 300m以内にある等の市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域にある農地)であるため、農地転用に伴い、農業委員会への許可申請(建築確認と同時)及び市長の許可が必要

※農地面積が1.5ha程度の場合、1.5ヶ月程度の申請期間が必要である。基本設計において継続して事前協議を行うものとする。

3.2.6 埋蔵文化財

項目	問題点の有無・関連内容の要約
埋蔵文化財包蔵地	「金澤遺跡(遺跡ID372)」「石橋南遺跡(遺跡ID374)」に該当するため、令和5年度に試掘を実施予定。本事業の着工までに本調査を終了させる予定

3.2.7 景観法

項 目	問題点の有無・関連内容の要約
景観法に基づく届出の事前相談	各種公共施設(全ての建築物)を整備する際には、景観法に基づく届出の前に、建築物等の形態や色彩などの計画について、事前に都市計画課に相談が必要
景観法に基づく届出対象行為	<p>①建築行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さが15m以上、もしくは延べ面積が1,000㎡以上の建築物 ・市街化調整区域内の住宅等を除いた建築物 ・高さが8mを超える機械式駐車場で築造面積が300㎡を超えるもの <p>②工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さが15m(擁壁にあつては5m)を超えるもの <p>③開発行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の面積が3,000㎡を超えるもの <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の形質の変更で、次のいずれかに該当するもの 1) 変更に係る土地の面積が15,000㎡以上のもの 2) 変更に伴い生じるのり面、擁壁の高さが2mを超え、かつ、長さが10m以上のもので、変更に係る土地の面積が3,000㎡以上のもの

4. 施設整備の考え方

4.1 計画コンセプトの整理

4.1.1 計画コンセプトの検討方法

計画のコンセプトを以下の考え方に基づいて設定します。

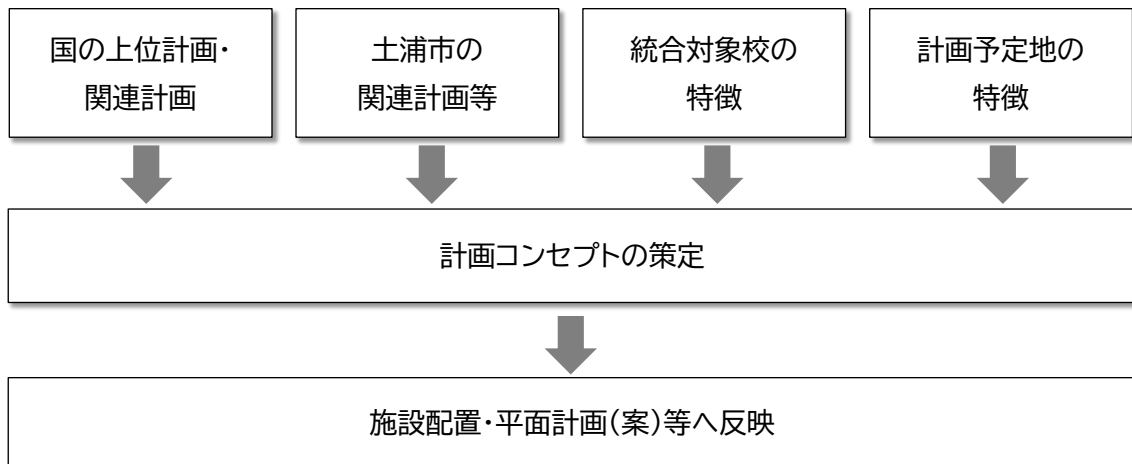


図 4-1 計画コンセプトの検討フロー図

4.1.2 国の主な上位計画・関連計画の整理

計画策定に当たり、上位計画及び関連計画の整理を行いました。本計画との関係は以下に示すとおりです。

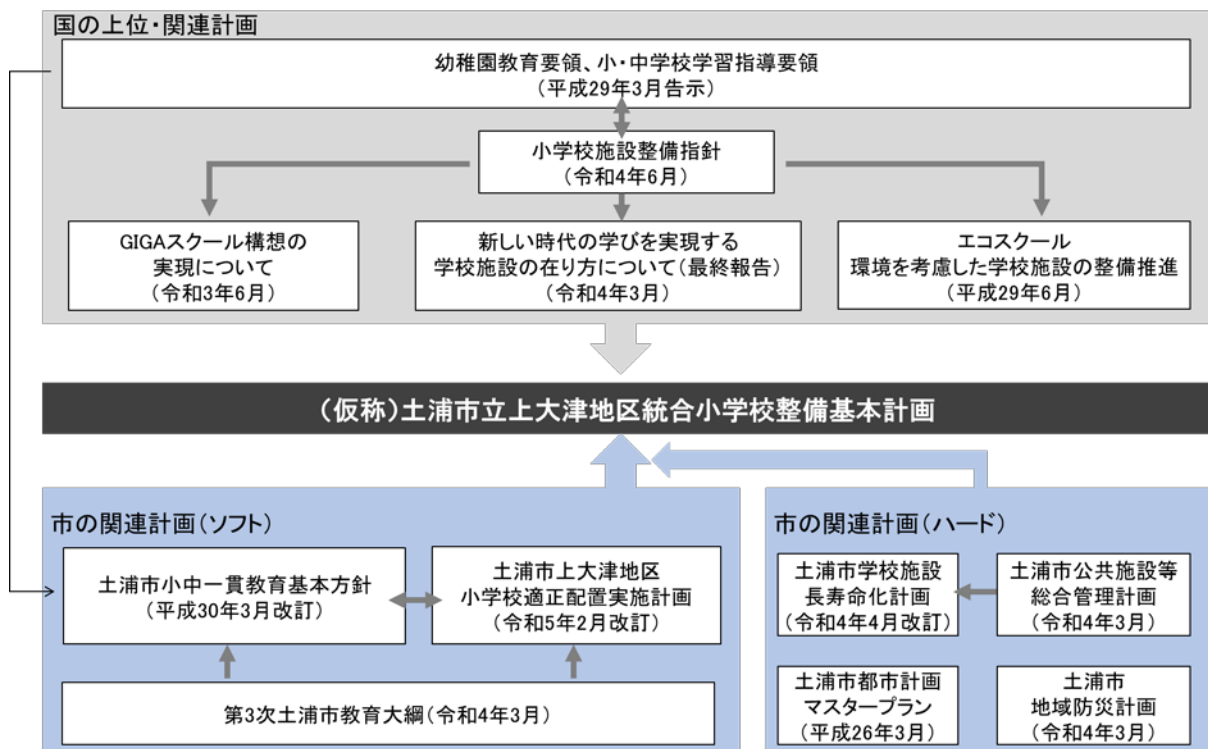


図 4-2 本計画と上位・関連計画との関係

(1) 学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）

■ 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント より抜粋

(1) 今回の改定の基本的な考え方

- ・教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- ・知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- ・先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

(2) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

- ・知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理。

(4) 教育内容の主な改善事項

◆体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実(小中:総則)、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視(小中:特別活動等)。

(2) 小学校施設整備指針（令和 4 年 6 月告示）

■ 学校施設整備の基本的方針 より抜粋

1. 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備
2. 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
3. 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

◆義務教育学校等における施設

- ・義務教育学校等(義務教育学校、併設型小学校・中学校、連携型小学校・中学校)においては、地域の実情や学校施設の実態等を踏まえ、9年間一貫性のある教育活動を含めた学校運営ができる施設環境を確保すると同時に、地域ぐるみで子供たちの学びを支える場としての施設環境を確保することが重要である。

(3) GIGA スクール構想の実現について（令和3年6月）

■ GIGA スクール構想が目指す学びのDX より抜粋

◆GIGA スクール構想の実現とは

- ・ Society5.0 時代を生きる子供たちに相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

【目指すべき次世代の学校・教育現場】

- ・ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う～遠隔・オンライン教育の実施～
- ・ 個別に最適で効果的な学びや支援～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ・ プロジェクト型学習を通じて創造性を育む～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ・ 校務の効率化～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ・ 学びの知見の共有や生成～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～

◆端末を「文房具」としてフルに活用した学校教育活動の展開

- ・ 学習の基盤となる情報活用能力の育成
- ・ 動画や音声も活用し、児童生徒の興味を喚起、理解促進
- ・ 情報の収集・分析、まとめ・表現などによる探究的な学習の効果的な推進
- ・ 障害のある児童生徒の障害の特性に応じたきめ細かな指導・支援の充実など多様なニーズへの対応
- ・ 板書や採点・集計の効率化等を通じた学校の働き方改革
発達段階に応じて遠隔・オンライン教育も積極的に活用
- ・ 全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現

(4) エコスクールー環境を考慮した学校施設の整備推進ー（パンフレット）（平成29年6月）

■ エコスクールとは より抜粋

エコスクールとは、環境を考慮した学校施設のことです。エコスクールは、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、それを教材として活用し児童生徒の環境教育に資するものであり、地域の環境教育の発信拠点としても先導的な役割を果たします。エコスクールの整備に際しては、次の3つの点に留意することが必要です。

◆施設面・・・やさしく造る

- ・ 学習空間、生活空間として健康で快適である。
- ・ 周辺環境と調和している。
- ・ 環境への負荷を低減させる設計・建設とする。

◆運営面・・・賢く・永く使う

- ・ 耐久性やフレキシビリティに配慮する。
- ・ 自然エネルギーを有効活用する。
- ・ 無駄なく、効率よく使う。

◆教育面・・・学習に資する

- ・ 環境教育にも活用する。

(5) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について 最終報告 (令和4年3月)

■ 第1章 新しい時代の学びの姿 より抜粋

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」

◆ (子供の学びや教職員を支える環境)

- ・ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ・新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ・人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

◆ (学校における働き方改革の推進)

- ・教師が教師でなければできない業務に全力投球でき、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができる環境をつくるために、学校における働き方改革について、あらゆる手立てを尽くして取組を進めていく必要がある。また、教師が子供たちに対して真に必要な教育活動を効果的に行うことができるよう、学校内の通信ネットワーク環境の整備や統合型校務支援システムの導入などにより、指導・支援を充実し校務の効率化等を進めていくことが求められている。
- ・文部科学省では「学校における働き方改革推進本部」を設置し、工程表に基づき、勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化、教職員定数の改善充実など、学校における働き方改革の推進に取り組んでいる。

■ 第2章 新しい時代の学びの実現に向けて解決すべき学校施設の課題 より抜粋

(2) 学校施設の機能面等における現状と課題

◆ (教室面積及び多目的スペースの整備状況)

- ・多様な学習内容・学習形態に対応可能な多目的スペースを有する公立小中学校は、令和元年度で全体の約3割の状況である。多様な学習形態に対応した柔軟な運営ができる、使い方の自由度が高まるなどの効果がある一方、計画・設計において十分に検討されなければ問題となる特性として、音環境への配慮や温熱環境の確保などが挙げられる。

◆ (インクルーシブ教育システムの構築、バリアフリー化の状況)

- ・物理的・心理的な障壁を取り除くバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくとともに、ユニバーサルデザインの考え方を目指していくことが求められている。このため、インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の基礎となる環境整備(基礎的環境整備)として、施設のバリアフリー化等を進めていくことが必要である。
- ・また、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導を受ける児童生徒の数は増加傾向にあるとともに、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒も増加傾向にある状況などを踏まえた検討が必要である。

■ 第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方 より抜粋

新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）

キーコンセプト

“Schools for the Future”「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

◆【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

- ① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現する
- ② 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現する
- ③ 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現する

・地域コミュニティの拠点、地域住民の生涯学習の場として、学校と地域や社会が連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案したり、交流したりするための「共創空間」を生み出していく必要がある。

また、将来のまちづくりを見据えた地域の拠点としての役割や、地域活性化等の観点から、他の公共施設との複合化や、施設・設備の共用化・集約化等を推進する必要がある。

◆【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

- ① 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現する
- ② 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現する

4.1.3 土浦市の主な関連計画の整理

(1) 土浦市都市計画マスタープラン（平成26年3月）

■ II. 全体構想 2 土浦らしい都市づくりの方針 より抜粋

2-3 市民の安らかな暮らしの確保と、快適な暮らしを支える地域力の向上
個別方針 (2) 暮らしの中での安心の確保

②生活環境

◆学校教育・生涯学習施設

- ・教育環境の向上と安全性を確保するため、新築、増築、改築、大規模改造など学校施設の計画的な整備・充実を図ります。
- ・学校教育施設は、高齢者や身体障害者(児)などの利用にも配慮したバリアフリー化を推進します。

(2) 土浦市地域防災計画（令和4年3月修正）

現況では市内小・中学校・義務教育学校 27 箇所が指定避難所に指定されており、統合小学校も指定される予定です。

■ 第2章災害予防計画 より抜粋

◆第2節 災害に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

4. 避難施設の整備

(2)避難場所(指定緊急避難場所)

延焼火災、がけ崩れ及び建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

【避難場所の設置基準】

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難者等に開放され、かつ居住者等の受入れの用に供する部分についてその避難経路上に障害が生じない建物や場所とする。
- ② 浸水や土砂災害等が発生した場合にその危険が及ぶおそれがないと認められる「安全区域」内に立地している建物や場所とする。
- ③ 各種災害により生ずる、水圧、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設等に作用する力によって構造耐力上支障のある事態を生じない構造でなければならない。
- ④ 洪水に関する施設については、想定水位以上の高さに避難者等受入用部分があり、かつ当該部分まで避難上有効な経路があること。

(3) 土浦市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）

将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、長期的な視点を持って、長寿命化、複合・集約化、更新などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の適切な維持管理や適正な配置の実現を目的としています。

■ 第3章 公共施設等管理計画 より抜粋

◆ 第1節 基本方針

1 公共施設管理の方針

【目標1】適切な改修・更新等の推進

今後も維持管理・活用していく施設については、定期的な点検・診断の実施、耐震化や安全確保などを徹底するとともに、目標使用年数や事業周期の設定などにより、計画的で適切な改修・更新等を推進します。

【目標2】施設配置・運営適正化の推進

老朽化した類似機能施設や近隣施設の複合・集約化や施設の役割や規模に応じた更新により、適切な施設配置を進めるとともに、民間にできることは民間に委ねることを基本とした、現在の運営形態の見直しにより、民間のノウハウを活用した運営の適正化を推進します。

【目標3】施設量適正化の推進

人口規模や今後の改修・更新費を踏まえた保有量を設定し、予防保全型維持管理を基本とした長寿命化によるコスト低減と平準化を図り、施設保有が持続可能となるよう、施設保有量の適正化を推進します。

■ 第4章 公共施設適正配置の方針 より抜粋

◆ 第2節 施設配置・運営の取組み

1 コミュニティ・文化施設

(2) 図書館・生涯学習施設

②施設配置・運営の方針

・公民館は、築後40年以上を経過し、これまでの改修が必ずしも適切な時期に行われてこなかったことなどを背景に老朽化が進んでいるため、施設の安全性を確保しつつ、人口動向や利用状況を考慮し、複合化・集約化を検討します。

4 子育て支援施設

(2) 児童館・児童クラブ等

②施設配置・運営の方針

・老朽化が著しく、隣接する山ノ荘小学校の廃校に伴い配置について懸念される新治児童館は、施設の移転・廃止及び代替事業等について検討します。

・児童クラブは、校庭に設置されている施設を校舎へ移転する等の検討を進め、小学校が再編された場合には、廃校に伴い機能廃止とします。

(5) 学校教育施設

②施設配置・運営の方針

・「土浦市立小学校及び中学校適正配置等基本方針(H23.2)」に基づき、隣接する学校との「統合」、「学校の再編成または新設」、「通学区域の見直し」などにより、望ましい学校の適正規模を確保しつつ、適正配置を図ります。

・学校体育館については、地域に開かれた学校の観点から、地域ニーズに応じた機能の充実を図り、また、災害時の避難場所としての活用を図ります。

(4) 土浦市学校施設長寿命化計画（令和4年4月改訂）

■ 学校施設の目指すべき姿

1. 安全・防災の機能の確保
2. 快適な学習環境の整備
3. 地域拠点としての複合化・効率化

■ 学校施設長寿命化計画の基本方針

安全・防災機能の確保

長寿命化の推進
安全性に配慮した整備
地域の避難所利用に向けた整備

快適な学習環境の整備

I C T活用の推進
生活環境の質の向上
環境に配慮した学校施設の整備

地域拠点としての複合化、効率化

地域とともに考える学校施設の統廃合
効率的・有効的に活用可能なプールの整備
学校施設の多機能化への対応

(5) 土浦市の教育行政方針について

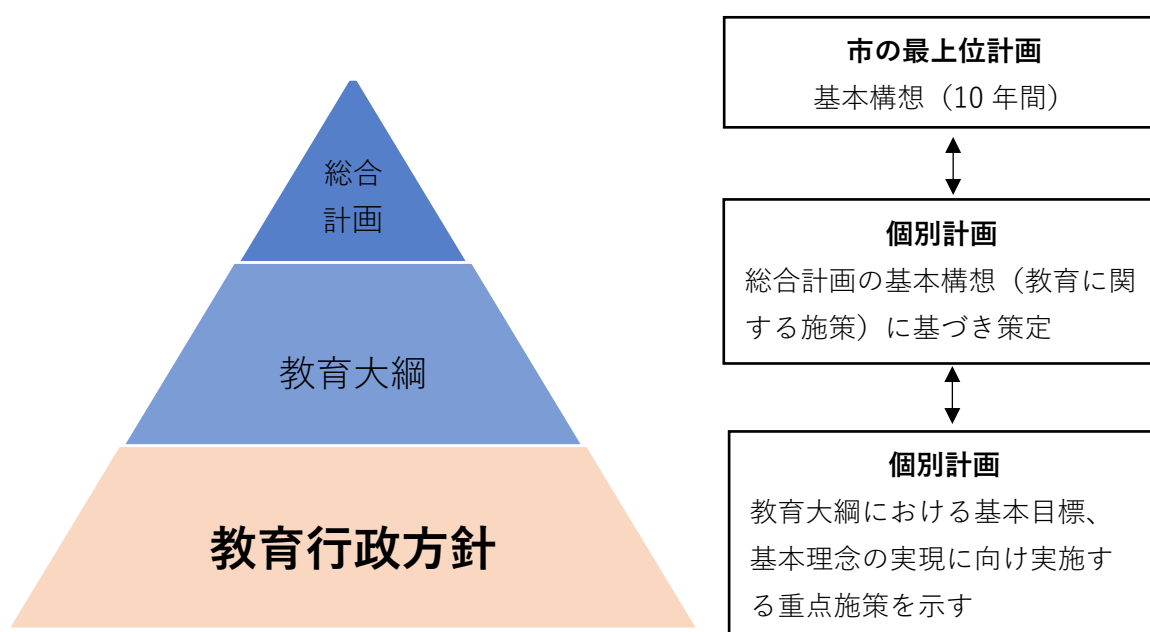
土浦市の学校の運営方針に関する事項を以下に抜粋します。

■ 令和4年度土浦市教育行政方針 より抜粋

はじめに

この教育行政方針は、第9次土浦市総合計画の教育に関する施策並びに総合計画に基づいて策定しました第3次土浦市教育大綱における基本理念や、基本目標等の実現に向け実施する教育委員会各部署の重点施策を示したものです。

掲載している施策や事業については計画期間を3年間とし、毎年度、事業の成果や課題を検証し、より実効性、効果的な事業を実施するとともに、昨今の急激な社会情勢の変化に柔軟に対応できるようにいたします。

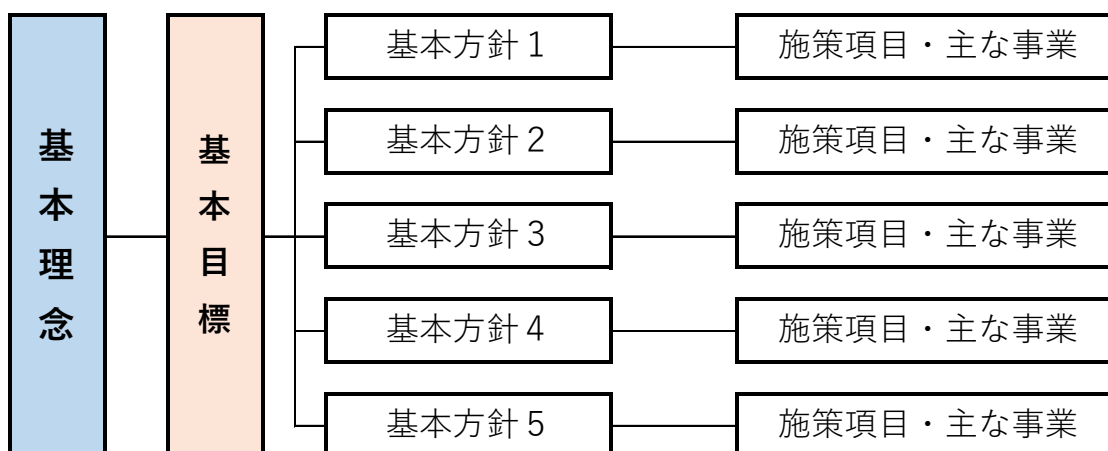


各計画の対象期間

令和3年度	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)	13年度 (2031)	14年度 (2032)	
	第9次土浦市総合計画 基本構想 (構想期間10年間)											
	第3次土浦市教育大綱 (対象期間10年間)											
	教育行政方針 (3年間の目標値)											
		教育行政方針 (3年間の目標値)										
			教育行政方針 (3年間の目標値)									

【教育行政方針の構成】

土浦市教育行政方針は、土浦市教育大綱に基づき、次のとおり構成しています。



【基本理念】（第3次土浦市教育大綱 基本理念）

夢と希望を持ち 誰もが輝く 元気な土浦の人づくり

【基本目標】

未来を担う子どもたちが、心身共に健やかに成長できるよう、時代の変化に応じたより良い教育環境の整備と学校教育の充実を図ります。

また、人生100年時代の到来を見据え、ライフステージに応じて、個々が希望する生き方を選択できるよう、多様な生涯学習の機会を提供するとともに、スポーツに親しむ環境の充実を図ります。

さらに、長い歴史に培われた誇り高い文化・芸術・風景を守り、次の世代に引き継ぐ取組を推進します。

SDGsの取組みについて

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットにおいて、国際社会が令和12年に向けて、持続可能な社会の実現のために取り組むべき課題を集大成した新たな国際的な枠組みとして採択されたもので、17のゴール（意欲目標）、169のターゲット（行動目標）、232のインディケーター（達成度を測るための数値目標）で構成されています。



国際社会、そして、国内自治体においても、将来にわたって持続可能な発展が可能な社会の実現に向けて、SDGsを共通の目標とした取組が広まっています。

教育委員会でも、SDGsの概念を共通認識として、各施策や事業に取り組みます。

SDGs 17のゴール	
1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに
3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう
11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう
15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に
17 パートナーシップで目標を達成しよう	

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策として、学校では本市策定の「学校における感染症対策ガイドライン」に基づき、3密を避けるよう配慮することや、換気、消毒、マスク着用、手洗い等の感染症対策や児童生徒の健康管理等を行い、感染拡大防止を徹底します。

また、教育委員会主催の各種イベントについては、新型コロナウイルスの感染状況を基に開催について検討するとともに、開催をする際には、感染症対策を徹底します。

基本方針 1 時代の変化に対応した学校教育の充実

方針

少子化の進行及び子どもたちの多様化の進展により、ますます重要性を増す学校教育について、保護者及び関係機関と連携を図りながら、更なる充実を図ります。また、市内全域での教育の機会均等と公平性の確保を図るための環境整備に努めます。

さらに、急激に進む情報化社会に対応するための情報活用能力の向上と合わせて、情報技術を活用した学校教育の在り方についても検討を進めるとともに、子どもたちが自ら主体的に課題に対応し、解決する力を身に付けるための教育を推進します。

施策項目（9項目）

- (1) 幼児期の教育の推進
- (2) 確かな学力を育む教育の推進
- (3) 豊かな心を育む教育の推進
- (4) 健やかな体を育む教育の推進
- (5) 時代の変化やグローバル社会に対応できる教育の推進
- (6) 自立と社会参加に向けた特別支援教育等の推進
- (7) 地域とともにある学校づくり
- (8) 学校給食の充実
- (9) 時代の変化に対応した教育環境や施設の充実

SDGs



施策（1）幼児期の教育の推進

就学前教育の重要性に鑑み、子どもたちのよりよい教育環境の充実を目指すため、市内の幼児教育施設と小学校との連携や地域との相互交流を図り、集団生活に必要な基本的な生活習慣や態度及び社会性を養う教育を推進します。また、保護者への啓発や学ぶ機会の提供など家庭教育に関する支援を推進し、家庭における教育力の向上を図ります。





【主な事業】

ア 就学前教育推進事業（保幼小連携協議会の開催等）



SDGs





接続性・一貫性の教育を行うために、関係各課及び公立・私立の別なく市内の幼児教育施設や小学校と連携しながら就学前教育を推進します。

イ 親力アップ講座の開催	SDGs 
<p>子どもの発達段階（乳幼児期・学童期）に応じて、保護者への啓発や学ぶ機会の提供など、家庭教育に関する支援を推進し、家庭における教育力の向上を図ります。</p>	
<p>施策（２）確かな学力を育む教育の推進</p>	
<p>知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、基礎基本の確実な定着、ICT を効果的に活用した授業の展開等「分かる授業づくり」の実践、個に応じた指導の充実を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」を通して確かな学力を育む教育を推進します。</p>	
<p>【主な事業】</p>	
ア ICT（大型提示装置、デジタル教科書、GIGA スクール1人1台端末等）を効果的に活用した授業の展開、情報活用能力の育成、プログラミング教育	SDGs 
<p>児童生徒の情報活用能力及びプログラミング的思考の育成を図るために、ICT 教育及びプログラミング教育の充実を図ります。</p>	
イ 学力向上対策事業	SDGs 
<p>外部講師による、教員の指導力を高める校内研修を通して、児童生徒の学習意欲と学力の向上を図ります。</p>	
<p>施策（３）豊かな心を育む教育の推進</p>	
<p>人間としてのあり方や生き方についての考えを深めるために、体験的な活動や読書活動を積極的に取り入れ、相手を思いやる心やたくましく生きる心を育てるとともに、学校教育全体を通して人権尊重の意識を高め、心の教育を推進します。</p> <p>これらの活動を家庭や地域に積極的に公表し、いじめの未然防止等の生徒指導上の課題について社会全体で見守る体制の推進を図ります。</p>	
<p>【主な事業】</p>	
ア 読書活動の推進	SDGs 
<p>読書活動を推進し、言語活動など学力向上に結び付けた取組を通して、国語力の向上と心の教育の充実を図ります。1年間で、小学生(4～6年の3年間)50冊以上、中学生(3年間)30冊以上の読破を目標とします。</p>	

<p>イ いじめ防止対策の強化 (ア) いじめ未然防止フォーラムの開催 (イ) 弁護士（スクールロイヤー等）によるいじめ防止 出前授業（7年生全クラス）</p>	<p>SDGs </p>
<p>児童生徒の居場所づくりとともに、児童生徒が互いに認め合い、励まし合う生徒指導の視点を取り入れた集団作りを推進します。</p>	
<p>ウ 人権教育の推進のための職員研修の充実</p>	<p>SDGs  </p>
<p>学校教育全体で人権教育を推進し、人権尊重の精神があふれた環境を整備するために、教職員が人権感覚・人権意識を高めるための研修及び人権教育に関する指導力の向上を目指す研修を進めます。</p>	
<p>施策（４） 健やかな体を育む教育の推進</p>	
<p>健康で安全な生活のために必要な生活習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和のとれた児童生徒の育成に努めます。 また、学校保健安全法に基づき、感染症予防対策等により、児童生徒、教職員の心身の健康の保持増進を図ります。</p>	
<p>【主な事業】</p>	
<p>ア 体力アップ推進プランの実践</p>	<p>SDGs  </p>
<p>学校教育活動における体育・スポーツ活動の充実を図り、児童生徒の運動意欲を高め、競い合う楽しさや達成感を感じるにより、体力の向上を図ります。</p>	
<p>イ 「部活動の運営方針」に基づく部活動のルール化と充実</p>	<p>SDGs </p>
<p>学校教育の一環として、教育課程との密接な関連を図り、合理的かつ効率的、効果的な運営に努めます。</p>	
<p>ウ 感染症予防対策の実施</p>	<p>SDGs  </p>
<p>学校保健安全法の規定に基づき、学校におけるインフルエンザ、新型コロナウイルス等感染症の集団感染予防及び感染症発生時の感染拡大防止に努めます。</p>	

エ 教職員のストレスチェックの実施と活用	SDGs  
----------------------	--

ストレスチェックの実施により、教職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援を通じて、メンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、分析結果の活用により、職場環境の改善を図ります。

オ 健康教育の推進	SDGs  
-----------	--


喫煙、飲酒、薬物乱用等に関して児童生徒や保護者の意識啓発を図るため、外部講師による各種防止教室や講演会等を開催するなど、学校保健・健康教育の一層の充実を図ります。

施策（５）時代の変化やグローバル社会に対応できる教育の推進


社会の変化に適切に対応できるよう、情報活用能力や情報モラルを身につけさせるための情報教育、望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育等に対応した教育の充実に努めます。

小中一貫教育を推進し、学校が主体性や創意工夫に努め、児童生徒の発達段階を考慮しながら、心豊かに個性を発揮できるたくましい子どもの育成に努めます。




【主な事業】

ア 小中一貫教育の推進	SDGs 
-------------	--

9年間を見通した系統的で継続的な教科指導の充実と、心豊かに個性を発揮できるたくましい子どもの育成に努めます。

イ 第2期土浦市教育情報化計画に基づく実践 (情報モラル教育の充実・メディアリテラシーの育成)	SDGs 
--	--

子どもたちの確かな学力と変動する社会に対応する「生きる力」を育てるために、情報モラル教育の充実や、児童生徒のICT活用の実践力の育成を図ります。

ウ 中学校社会体験事業	SDGs   
-------------	--

キャリア発達を促す体験活動としての職場体験を通して、豊かな心と社会性を持ち、主体的・創造的に生きる生徒の育成を図ります。

施策（６）自立と社会参加に向けた特別支援教育等の推進

教育上特別の支援や医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒が、その障害の状態や発達段階、必要とする医療行為等に応じた適切な教育が受けられるよう、医療、保健、福祉、教育等専門機関との連携のもと、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、自立や社会参加ができるよう特別支援教育等の充実に努めます。







【主な事業】

ア 特別支援教育推進事業	SDGs 
一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実を図るため、全教職員の取組による体制を強化し、特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。	
イ 教育支援委員会の開催	SDGs 
特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の適正な就学支援等の教育支援及びこれに係る必要な事項について、教育支援委員会で調査審議を行います。	
ウ 特別支援教育支援員配置事業	SDGs 
特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する市立小中学校において、円滑な運営を図るため、当該児童等を指導する教員を補助する職員として特別支援教育支援員を配置します。	
エ 医療的ケア児支援事業	SDGs 
医療的ケアを必要とする児童生徒が、保護者の付き添いなしでも医療的ケアやその他の支援を受けられるよう看護師を確保し、学校へ適正に配置することで保護者の負担を軽減します。	

施策（７）地域とともにある学校づくり

「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」の設置など、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。また、地域支援ボランティアによる学習支援や、地域や関係機関による通学路の安全対策など、地域全体で子どもたちを育む、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

【主な事業】



<p>ア 「コミュニティ・スクール」導入の推進 (研究推進校指定)</p>	<p>SDGs  </p>
<p>学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、より良い学校運営となるよう「地域とともにある学校づくり」を進めるため、土浦市コミュニティ・スクール推進委員会において検討・準備を行い、令和5年度に、市内全ての公立小・中学校、義務教育学校へ「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」の導入を目指します。</p>	
<p>イ 学校支援ボランティア事業 (学校における日本語ボランティア活動の推進)</p>	<p>SDGs  </p>
<p>日本語指導が必要な外国ルーツの児童生徒に対し、地域のボランティアによる支援を行い、帰国及び外国ルーツの児童生徒の円滑な受け入れ体制の充実及び学習支援を行います。</p>	
<p>ウ 学校の安全対策の推進 (ア) 交通安全教室、防犯教室（不審者対応） (イ) 通学路の安全対策</p>	<p>SDGs  </p>
<p>児童生徒の安全確保のため、警察などの関係機関と連携しながら、児童生徒の安全教育を進めます。また、通学路の危険箇所を警察、道路管理者、地域の方々などの関係者ととともに安全点検及び安全対策を行うことで、地域全体で通学路の安全確保を図ります。</p>	



施策（8）学校給食の充実

衛生的で栄養バランスがとれた給食の充実と施設・設備の適正な管理を図るとともに、安心安全な学校給食を目指します。

学校給食の食材については、地産地消に積極的に取り組みながら、食育に関する指導の充実に努めます。

【主な事業】

<p>ア 地場産物の活用促進</p>	<p>SDGs </p>
<p>子どもたちが地域の産業や文化に興味を持ち、生産者の方々に対する感謝の気持ちを抱くことができるよう、学校給食における地場産物の活用促進を図ります。</p>	
<p>イ 食育に関する指導の充実</p>	<p>SDGs </p>
<p>栄養教諭等による食育授業、ICT を活用した給食指導や給食時訪問、給食メッセージや給食だより等の配布を通し、児童・生徒や家庭への食育の推進を図ります。</p>	




ウ 食物アレルギーを持つ児童生徒への対応	SDGs 
<p>食物アレルギー対応マニュアルに基づき、全ての教職員を始め、関係機関が相互に連携し、組織的に食物アレルギー対策に取り組み、児童・生徒への適切な対応の徹底を図ります。</p>	
エ 学校給食の安全確保と栄養バランスのとれた給食の提供	SDGs 
<p>衛生的で栄養バランスのとれたおいしい学校給食の提供に努めることにより、健康の維持増進や生活習慣病の予防等、食事についての理解を深め、健全な食生活を営むための判断力を養います。</p>	





施策（９）時代の変化に対応した教育環境や施設の充実

急激な情報化や少子化などの時代の変化に対応し、子どもたちが安全・安心に学びを育むことができる教育環境や施設の充実を図るとともに、学校における働き方改革を推進します。

具体的には、デジタル教科書やAIドリルの活用による個別最適化された学びを実現し、また、よりわかりやすい授業にするため、児童生徒1人1台の端末の配備や、教室の電子黒板（大型掲示装置）等のICT機器及びそれらをつなぐ校内通信ネットワーク環境の整備や、令和9年4月の開校を目標とする、上大津地区統合小学校の開校準備を進めます。

【主な事業】

ア 大規模改造（トイレ）事業（工事）	SDGs  
<p>老朽化が著しい小中学校のトイレについて、給排水管の更新及び便器の洋式化等の改修工事を実施します。</p>	
イ 長寿命化改良事業（設計）	SDGs 
<p>令和2年度に策定された学校施設の長寿命化計画に基づき、長寿命化改良工事及び予防的な改修工事を実施し、効率的・効果的な施設の長寿命化を図ります。</p>	

<p>ウ 学校における働き方改革の推進</p> <p>(ア) 勤務管理の徹底（留守番電話の導入等）</p> <p>(イ) 業務の適正化（学校給食費の公会計化等）</p> <p>(ウ) 業務の効率化（校務支援システムの導入等）</p>	<p>SDGs</p> 
<p>教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、勤務管理の徹底や、業務の適正化や効率化などの働き方改革を推進します。</p>	
<p>エ 校務の情報化の推進</p>	<p>SDGs</p> 
<p>教職員 1 人 1 台の校務処理パソコン等の整備、校務支援システムの導入により校務の効率化を推進し、教職員の子どもたちと向き合う時間やゆとりを確保します。また、教職員間の情報の共有、連携を促進することで教職員の負担軽減及び教育活動の質の向上を図ります。</p>	
<p>オ 学校教育 ICT 環境の整備</p>	<p>SDGs</p> 
<p>土浦市教育情報化計画及び GIGA スクール構想等国の教育情報化に関する取組に基づき、ICT 機器をすべての児童生徒が使い、情報を工夫して活用する姿を目指すため、児童生徒 1 人 1 台端末、電子黒板等、学校教育における ICT 環境の整備を推進します。</p>	
<p>カ 小学校適正配置の推進</p> <p>(ア) 「上大津地区小学校適正配置実施計画」を踏まえた、 （仮称）土浦市立上大津地区統合小学校整備基本計画 に基づく施設整備</p> <p>(イ)（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議 会の設置及び開催</p>	<p>SDGs</p> 
<p>学級数が適正規模に満たない小学校がある上大津地区について、子どもたちのより良い教育環境の整備を目指すため、令和 2 年度に策定した「上大津地区小学校適正配置実施計画」を踏まえ、「（仮称）土浦市上大津地区統合小学校整備基本計画」を策定し、令和 10 年 4 月までの開校を目標に統合小学校を建設します。</p> <p>また、（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会を設置し、開校に向けて校名、学校運営、通学路の安全対策等の検討を進めます。</p>	

キ 通学バス運行委託事業

SDGs



土浦市立小学校通学バス運行基本方針及び土浦市立小学校通学バス運行管理要綱に基づく通学バスの運行により、市立小学校、義務教育学校に通学する児童の登下校の際の安全確保、登校後の学校生活への影響を考慮し、通学支援が必要な市立小学校、義務教育学校に通う児童の負担解消を図ります。

【対象校】土浦小学校、都和小学校、新治学園義務教育学校、菅谷小学校

基本方針 2 将来を見据えた青少年教育の推進

方針

少子化や家族形態の変化等により、子ども同士のコミュニケーションや異なる年齢層との交流が減少し、社会性や心の豊かさを育む機会が少なくなっています。そのため、豊かな社会性を養う社会活動への参加を推進する仕組みづくりや、学校・地域社会が連携して、貴重な学びや成長の機会の充実、子どもたちの居場所づくりに取り組んでいきます。

施策項目（2項目）

- (1) 健全な環境づくりの推進
- (2) 健全育成事業の推進

SDGs



施策（1）健全な環境づくりの推進






少年非行の早期発見・未然防止を目的に、青少年相談員による街頭指導活動を行うとともに、青少年や保護者等からの相談に対して、適切な助言や指導をする相談活動の充実を図ります。また、「青少年の健全育成に協力する店」の登録活動、白ポストの設置等の、環境浄化活動を推進します。

ア 青少年相談員による街頭指導及び青少年相談

SDGs







青少年相談員による街頭指導や青少年指導室における青少年相談を実施し、青少年の保護・育成活動の推進を図ります。また、関係機関と連携・協力し、非行防止キャンペーン等の啓発活動を実施します。



イ 青少年に有害な社会環境の浄化（白ポスト回収等）	SDGs 
青少年が健やかに育つ良好な環境をつくるため、白ポストを設置し、社会環境の浄化を図ります。	
ウ 「青少年の健全育成に協力する店」の登録活動の推進	SDGs  
青少年に関わりの深い店舗を訪問し、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」の遵守等、青少年健全育成への協力について説明し、「青少年の健全育成に協力する店」の登録活動を行います。	
エ 青少年問題協議会の開催	SDGs  
協議会を開催し、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する調査審議や関係行政機関相互の連絡調整を行います。	

施策（２）健全育成事業の推進

青少年団体の育成及び指導者の養成に努め、自然体験活動や地域活動等、青少年の多様な交流活動の推進を図るとともに、親子がふれあえる機会や場の提供の支援、及び青少年の家の適正な管理を図ります。

【主な事業】

ア 青少年団体活動の推進・支援及び青少年指導者の養成・支援	SDGs 
子ども会活動を活性化し、青少年の健全育成を図るため、子ども会の指導者養成講習会等を実施し、子ども会活動に必要な知識と経験を有する指導者を育成します。	
イ 子ども図画・習字展の開催	SDGs 
子どもたちが持つ創造性や自主性を作品として表現することにより、自らの個性や感性を伸ばし、心豊かな人材の育成を図ります。	
ウ 子どもまつりの開催支援	SDGs  
子どもまつりの開催を支援し、子どもたちが遊びを体験しながら郷土意識の高揚を図ることができるようにします。	

エ 土浦市二十歳のつどいの開催	SDGs 
令和4年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられるが、20歳を「人生の節目」と捉え、これまでと同様に式典を開催します。	
オ 青少年の家の利用促進	SDGs 
青少年が共同生活を通して自分の個性と能力を発見し、より豊かな人間性を培うための青少年の家の適正な管理を図ります。	

基本方針3 本市の特性を生かしたスポーツ活動の推進

方針

本市では、霞ヶ浦でのウォータースポーツや筑波山麓でのスカイスポーツ、全国屈指のサイクルスポットであるつくば霞ヶ浦りんりんロードでのサイクリングなど、様々なスポーツに親しむことができます。

そのような本市の特性をPRするとともに、施設の維持管理・改修による魅力向上、利用手続の簡略化、スポーツイベントを契機とした関心の喚起等、誰もがスポーツに魅力を感じ、楽しく安全に利用できる環境の提供に努めることで、市民の健康増進や生きがいづくり、生涯スポーツ活動の推進につなげていきます。

施策項目（4項目）

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (2) スポーツ・レクリエーション施設の適正管理と利用促進
- (3) 競技スポーツの充実
- (4) 生涯スポーツの普及・振興の推進



SDGs



施策（1）スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民のスポーツ・レクリエーション活動、市民相互の親睦や交流のための各種スポーツ大会や講習会の開催・運営及び指導者の育成など、市民の自発的なスポーツ活動を支援します。



【主な事業】







<p>ア スポーツ推進委員活動の充実</p> <p>(ア) 各種研修会への参加及び地域住民への指導・普及</p> <p>(イ) 市民体育祭の企画・運営</p> <p>(ウ) 地区別スポーツ・レクリエーションの企画・運営</p> <p>(エ) 地区別スポーツテストの開催</p> <p>(オ) サイクルスポーツ・障害者スポーツの普及</p> <p>(カ) 広報紙「さわやか土浦」の発行</p>	<p>SDGs</p>  
<p>スポーツ基本法に基づき、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに市民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うスポーツ推進委員に対して、スポーツ振興課で事務局を担い、研修会等への積極的な参加を促し委員の指導力向上を図るほか、地域住民に対して活動の周知、委員同士の情報共有による活動の充実を図ることで、本市のスポーツ推進に努めます。</p>	
<p>イ 市スポーツ協会主催による各種スポーツ活動の推進</p> <p>(ア) 各小学校地区での市民体育祭の開催</p> <p>(イ) 25 専門部による各種大会・教室・講習会等の企画・運営</p>	<p>SDGs</p>  
<p>体育を奨励し、スポーツ精神の普及涵養に努め、市民の健康と体力の増進を図り、明るい市民生活と健康な社会環境を育成し、土浦市発展の基盤の確立に努めます。</p>	
<p>ウ スポーツ少年団の育成</p> <p>(ア) 市内大会の開催及び県・全国大会への選手派遣</p> <p>(イ) 指導者研修会、団員研修会、認定員養成講習会の開催</p> <p>(ウ) 各種市内大会運営費助成</p> <p>(エ) 県大会・全国大会出場への助成</p> <p>(オ) 単位少年団の結成の促進</p>	<p>SDGs</p>  
<p>スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、心身の健全な育成に資することに努めます。</p>	

施策（２）スポーツ・レクリエーション施設の適正管理と利用促進





既存の体育施設を適正に管理するとともに、有効に活用されるよう市民が利用しやすい環境整備を行います。

【主な事業】

<p>ア 体育施設の適正管理</p>	<p>SDGs</p>  
<p>既存の体育施設が市民に有効に活用されるよう適正に管理します。</p>	

イ スポーツ施設ネーミングライツ事業	SDGs  
<p>ネーミングライツ事業を導入し、施設の知名度や魅力を高めるとともに、歳入の確保に努めます。</p>	
<h3>施策（３）競技スポーツの充実</h3>	
<p>かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンなどの各種スポーツ大会の充実に努めるとともに関係団体の活動支援や地域に密着した団体の育成を図ります。</p> <p>また、つくば霞ヶ浦りんりんロードがナショナルサイクルートの指定を受けたことを契機として自転車競技大会の誘致を目指します。</p> <p>スポーツ協会と連携の下、スポーツクラブの育成指導などを推進し、国際大会や全国大会などに出場する選手等に対する支援を行い、選手の育成と競技力の向上を図ります。</p>	
<p>【主な事業】</p>	
<p>ア かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンの開催</p> <p>(ア) 一般、ブラインドの部</p> <p>(イ) シドニーマラソン、アンコールワット国際ハーフマラソンとの姉妹提携及び優秀選手の相互派遣</p> <p>(ウ) かすみがうらウオーキング</p> <p>(エ) ランナーズヴィレッジ</p>	<p>SDGs    </p>
<p>「甦れ霞ヶ浦 水はスポーツの源」という環境と「体験する福祉・ノーマライゼーションの実践」という福祉をテーマとして開催するとともに、全国から多くの方に土浦市を訪れていただくことを目的とします。また、アフターコロナの時代を見据え、安心・安全な大会運営及び参加者満足度の充実に努め、大会ひいては土浦市の魅力発信やファンづくりに努めます。</p>	
<h3>施策（４）生涯スポーツの普及・振興の推進</h3>	
<p>市民のスポーツに対する技術力向上はもとより、スポーツへの関心を高めることで、市民がスポーツ活動を楽しみ、健康の維持・増進を図るとともに、スポーツを通して人生を豊かなものにするために生涯スポーツを推進します。</p>	

【主な事業】

<p>ア 学校体育施設の開放事業 (ア) 小・中学校・義務教育学校 27校の体育館開放 (旧穴塚小・旧藤沢小・旧山ノ荘小・旧上大津西小含む) (イ) 小学校3校(旧穴塚小含む)、中学校1校の校庭開放</p>	<p>SDGs  </p>
<p>地域スポーツの普及及び子どもの安全な遊び場の確保のため、学校教育に支障のない範囲で体育施設を市民に開放します。</p>	
<p>イ 市施設以外の施設開放事業 (ア) 県立土浦産業技術専門学院の校庭開放 (イ) 県立土浦工業高等学校の体育館開放</p>	<p>SDGs  </p>
<p>地域スポーツの普及及び子どもの安全な遊び場の確保のため、学校教育に支障のない範囲で体育施設を市民に開放します。</p>	

基本方針4 多様なニーズに対応した生涯学習の推進

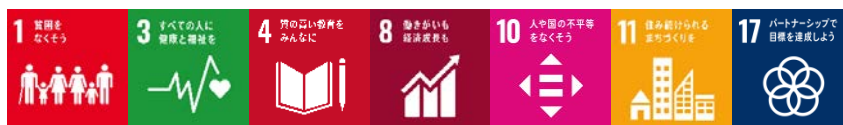
方針

市民の多様なニーズに対応した学びの機会の充実に努めるとともに、既存の活動の支援、活動拠点となる施設の老朽化対策などを行い、市民が自主的に学ぶことができる環境の整備に努めます。

施策項目（5項目）

- (1) 一人ひとりが行う学習の充実
- (2) 地域社会とのつながりの充実
- (3) 市民とともに作る生涯学習支援のしくみ
- (4) 「土浦市子ども読書活動推進計画」に基づく取り組みの推進
- (5) 図書館サービスの充実





SDGs



施策（1）一人ひとりが行う学習の充実

市内の大学や専門機関等との連携を強化し、郷土愛の醸成や市民生活の向上に関する学習メニューの開発など市民の学習欲求に対応できる学習機会を提供し、市民の知的好奇心の充足を図るとともに、これらの学習活動によって市民が土浦の魅力について認識を深めるための機会の充実に努めます。






【主な事業】

<p>ア 地域や社会のニーズに対応した各地区公民館、生涯学習館等主催講座の充実</p>	<p>SDGs </p>
<p>市内 8 か所の地区公民館を中心として、多様化する学習ニーズに対応した学習メニューの企画・展開を図るとともに、市民の自主的な学習活動を支援するための環境づくりを行い、学習分野の拡充、学習機会の充実を図ります。</p>	
<p>イ 大学・専門機関連携講座など魅力ある学習メニューの開発</p>	<p>SDGs </p>
<p>市内の大学や専門機関等との連携を強化して、郷土愛の醸成や、市民生活の向上に関する学習メニューの開発など、市民の学習欲求に対応できる学習機会の提供や充実を図ります。</p>	
<p>ウ 人権に関する学習の推進、支援</p>	<p>SDGs  </p>
<p>人権に関する研修会の開催や、家庭教育学級における学習の支援など幅広い学習の機会を設け、人権意識の高揚に努めます。</p>	

施策（２）地域社会とのつながりの充実

人材活用や発表機会の充実などを図り、生涯学習活動によって会得した成果が地域社会で活用できる体制の整備を進めるとともに、まちづくりに関しての学習や人材育成を進め、地域で活躍し土浦を創る人材の育成に努めるなど、地域社会とのつながりの充実を図ります。






【主な事業】

<p>ア 人材バンク事業の拡充、人材バンクおためし講座の開催</p>	<p>SDGs  </p>
<p>学習活動等で学んだ成果を発表する場の充実を図り、学習で得た知識や自分のもつ技能や特性をボランティア活動や地域への還元及び地域における人材育成に結びつけることができるよう支援をします。</p>	
<p>イ 社会教育学級（家庭教育学級）の支援</p>	<p>SDGs  </p>
<p>学校や家庭、地域の連携や関係団体との連携、「まなびナビ」や市ホームページ等を活用した情報の提供を図り、地域・家庭教育力の向上を図ります。</p>	
<p>ウ 公民館活動団体における地域還元活動の充実</p>	<p>SDGs </p>
<p>公民館で活動している同好会やサークル等が、活動成果を福祉団体や地域イベント等で発表する機会を増やし、学習成果の地域還元を目指します。</p>	

施策（３）市民とともにつくる生涯学習支援のしくみ

生涯学習施設・環境・学習情報ネットワークの整備・充実などとともに、学習活動を支える人材の育成や適切な学習団体への支援を進め、学校・家庭・地域・行政に加え、教育機関・専門機関や各種団体・企業等との連携による「地域力」の向上を図り、生涯学習が結ぶ住みたくなるまちづくりを目指します。





【主な事業】

ア いきいき出前講座の実施	SDGs 
環境・防災・健康など、市政に関する各課の事業分野について、市職員等が講師になって講座を開催します。	
イ 公民館同好会活動の支援	SDGs  
知識・教養を身に付け、文化活動等を通して人間性豊かな地域社会での生きがいづくりを推進します。各種講座、教室等の開設と同好会の育成を目的として実施します。	
ウ 生涯学習情報紙「まなびナビ」や市ホームページ等を活用した情報の提供	SDGs 
市役所各課、公的機関、県施設や大学などで行う講座の案内等、生涯学習に関する情報を、生涯学習情報紙「まなびナビ」や市ホームページ等を活用して提供します。	
エ 第４次土浦市生涯学習推進計画に基づく生涯学習関係諸事業の進捗状況調査と分析及び（仮称）第５次土浦市生涯学習計画の策定	SDGs 
生涯学習の着実かつ効果的な推進を行うため、関係機関との連携・調整を図りながら、第４次土浦市生涯学習推進計画(計画期間：H28 から R4 までの7年間)の進捗状況や成果について点検・評価を行い、次期計画を策定します。	

施策（４）「土浦市子ども読書活動推進計画」に基づく取り組みの推進

「土浦市子ども読書活動推進計画」において「子どもたちの豊かな心と生きる力を育む」ことを基本理念として、子どもが本に興味を持ち、楽しむ機会や環境を整え、読書活動に対する社会全体の理解と関心が高まるよう努めます。







【主な事業】

<p>ア 第3次土浦市子ども読書活動推進計画の推進と進行管理 (ア) 子どもの発達段階に応じた本の紹介 (イ) 読み聞かせ・おはなし会の充実 (ウ) 図書館における本の通帳サービスの利用促進 (エ) 図書館利用促進イベントの実施等による広報活動の充実 (オ) 青少年の読書推進に向けた、市内中学校・高校との連携</p>	<p>SDGs  </p>
<p>第3次土浦市子ども読書活動推進計画（計画期間：令和3年度から令和7年度）における、「子どもたちの豊かな心と生きる力を育む」こととする基本理念に基づき、子どもの読書推進に努めます。</p>	
<p>イ 学校支援事業の充実</p>	<p>SDGs  </p>
<p>学校や学校図書館に向けて、図書館が様々な支援（団体貸出、電子書籍の充実、出張ブックトーク、学校司書研修会など）を行うことで、子どもの読書習慣の醸成を図ります。</p>	

施策（5）図書館サービスの充実

多様なニーズに対応するため、図書館の機能を十分に活かし、ビジネスや子育て、医療・健康、法律など市民の仕事や生活上の課題解決の支援、地域資料の収集・活用による情報発信などのサービスを充実させるとともに、様々な事業に対応可能な市民協働によるボランティアの育成・活用を推進することで、各種サービスの充実を図ります。

【主な事業】

<p>ア 課題解決支援サービスの拡充</p>	<p>SDGs   </p>
<p>市民の生活や仕事等の様々な課題解決を支援することを、図書館の役割のひとつとして、必要な資料・情報の提供や、関係機関・団体との連携により支援機能の充実を図ります。</p>	
<p>イ 自主講座や利用促進イベントの開催</p>	<p>SDGs   </p>
<p>課題解決支援サービスの一環として自主講座を実施するとともに、各種イベントの開催により、市民の課題解決を支援し、図書館の利用促進を図ります。</p>	

ウ 市民ギャラリー等の文化・生涯学習施設や地域の関係機関と連携した事業開催による文化・生涯学習活動の推進・充実や地域活性化の支援

SDGs



地域の交流拠点としての役割を持ち、多くの集客が期待される図書館の情報発信力を有効活用し、4つの文化・生涯学習施設や地域の関係機関と連携した事業（企画展示・イベント等）の開催により、文化・生涯学習活動の推進・充実や地域活性化の支援を図ります。

基本方針5 歴史・文化遺産の保存・継承と文化芸術活動の推進

方針

本市の先人から引き継がれた貴重な歴史・文化遺産を適切に保存し、次の世代に継承するため、文化財の保存活用や施設の老朽化対策に努めます。

また、市民一人ひとりが文化芸術に関心を持ち、生きがいや心の豊かさを育み、うるおいのある生活を送ることができるよう、市の文化芸術活動の拠点施設を有効活用し、市民が文化芸術鑑賞に親しむ環境の整備を推進するとともに、市外の人たちも活動する場所として活用できるようにすることで、関係人口の創出を図ります。

施策項目（4項目）

- (1) 文化芸術活動の推進
- (2) 文化施設等の活用
- (3) 文化財の保護と活用
- (4) 博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場活動の充実







SDGs



施策（1）文化芸術活動の推進

土浦市美術展覧会の充実を図るとともに、各種文化団体の活動を支援し、文化芸術の振興と意識の高揚を図ります。また、土浦市民会館や市民ギャラリーを利用して、市民が文化芸術活動の発表や鑑賞する機会の拡充に努めます。





【主な事業】

<p>ア 土浦市美術展覧会の開催</p>	<p>SDGs  </p>
<p>市民の芸術文化活動を支援し、作品発表や鑑賞する機会を設けて市民の芸術文化活動の高揚を図るため、「土浦市美術展覧会」を開催します。</p>	
<p>イ 文化活動団体に対する支援</p>	<p>SDGs  </p>
<p>市民が芸術文化に触れる機会をつくり、市民文化の向上に寄与するため、文化活動団体に対し適切な支援を行います。</p> <p>【支援対象】土浦市文化協会、土浦薪能倶楽部</p>	
<p>ウ 音楽活動等の支援（音活アプリの運営）</p>	<p>SDGs  </p>
<p>土浦市内で音楽活動などをする人に有用な情報を提供し、芸術文化活動を支援するとともに、関係人口の増加を創出します。</p>	

施策（２）文化施設等の活用

土浦市民会館や市民ギャラリーを活用して、市民が文化芸術活動の発表や鑑賞する機会の拡充に努めます。

【主な事業】

<p>ア 市民会館（クラフトシビックホール土浦）の有効活用</p>	<p>SDGs  </p>
<p>市民の文化活動の拠点である市民会館の利用促進を図ります。また、自主文化事業として、コンサートや演劇等を開催し、市民が自主的に文化芸術を鑑賞し創造する機会を充実させることで、地域における文化芸術の振興を図ります。</p>	
<p>イ 土浦市民ギャラリーの有効活用 (ア) 土浦市収蔵美術品展の開催 (イ) 郷土ゆかりの作家展の開催 (ウ) 図書館・市民ギャラリー連携企画展の開催</p>	<p>SDGs  </p>
<p>市民にとって身近な芸術鑑賞の場を提供し、芸術文化の振興を図るため、土浦市民ギャラリーにおいて収蔵美術品や本市にゆかりのある郷土作家・芸術家等に関する展覧会の充実を図ります。</p>	

施策（３）文化財の保護と活用

国・県・市指定文化財や埋蔵文化財等の保護・保存を進めるとともに、本市の歴史的シンボルで「続日本100名城」に選定された県指定史跡「土浦城跡および櫓門」をはじめ、市内に存在する歴史資産と地域資源を多面的に活用した文化財の魅力向上に努めることで、文化財に対する理解と愛護精神の高揚に努めます。







【主な事業】

<p>ア 指定文化財等の調査・研究、普及啓発及び保護・保存</p>	<p>SDGs   </p>
<p>文化財の保護・保存を進めるため、指定文化財・選択文化財・登録文化財等の現状調査及び指定候補文化財の調査・研究、及び文化財保護意識の普及啓発を進める事業を行います。</p> <p>【令和4年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財説明板等の整備 ・文化財防火デー防火訓練の実施、 ・「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」総合調査 <p>(土浦市・かすみがうら市・行方市3市合同)</p>	
<p>イ 文化財所有者・管理者・伝承者及び文化財保護活動団体への支援</p>	<p>SDGs   </p>
<p>文化財の保存・継承、文化財保護意識の高揚と普及啓発を進めるため、所有者・管理者、伝承者（団体）、文化財愛護活動団体に対し適切な支援を行います。</p>	
<p>ウ 文化財保存活用地域計画の策定</p>	<p>SDGs   </p>
<p>文化財の総合的な保存・活用を推進するため、文化財保存活用地域計画推進協議会の意見聴取を経て、文化財保護法に位置付けられた文化財保存活用地域計画を作成し、国の認定を受けます。</p> <p>【令和4年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財保存活用地域計画の作成 	
<p>エ 「土浦城跡および櫓門」の保存管理と整備</p>	<p>SDGs   </p>
<p>茨城県指定史跡「土浦城跡及び櫓門」の理解を深め、史跡の価値を向上させるため、同史跡及び史跡内に所在する文化財について適切な保存管理・整備を進めます。</p> <p>【令和4年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「霞門保存改修工事」の実施 	
<p>オ 開発行為等に伴う埋蔵文化財保護指導</p>	<p>SDGs   </p>
<p>埋蔵文化財の保護指導を進めるため、開発や建築・土木工事などの事業により埋蔵文化財が失われることがないように、埋蔵文化財の保護・保存に必要な保護指導を行います。</p>	

施策（４）博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場活動の充実

郷土の考古・歴史・民俗に関する資料を調査・収集し、適切な保存・管理に努めます。また、市民の歴史や文化への意識の高揚を図るため、収集した資料を積極的に公開し、調査研究成果を反映させたより魅力ある展覧会等の開催に努めます。

【主な事業】

ア 市立博物館の展示	SDGs 
<p>土浦市域の歴史的な特徴を分かりやすく展示、紹介し、「公開承認施設」に認定されている特性を活かして特別展等の企画の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別展「八田知家と名門常陸小田氏」 ・移動展「デザインとしてみる『むかしの道具』・「時代を紡ぐーはたおり伝承活動30年ー」（市民ギャラリー） 	
イ 上高津貝塚ふるさと歴史の広場の展示	SDGs 
<p>考古学や、地形などから見た土浦市域の歴史を展示で紹介し、また、筑波山地域ジオパークの拠点施設として、ジオパークに関する展示を行い、教育普及事業の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画展「海へー内湾と外洋の漁労ー」 ・テーマ展等の開催 ・ジオパークに関する展示 	
ウ 歴史資料の調査研究	SDGs 
<p>歴史資料の調査研究を、市史編さん事業として進めます。資料集や目録、紀要などを刊行し、情報発信に努めます。また、その成果を一般向けの講座（土浦ミュージアムセミナー）で紹介することで、市民の郷土への愛着や文化財への理解を深めます。</p>	
エ 埋蔵文化財の調査研究	SDGs   
<p>市内重要遺跡を調査し、保存と活用を図ります。また、開発行為等によって保存が困難な遺跡について、記録保存のための発掘調査を行います。これらの調査成果を公開し、生涯学習推進を図ります。</p>	

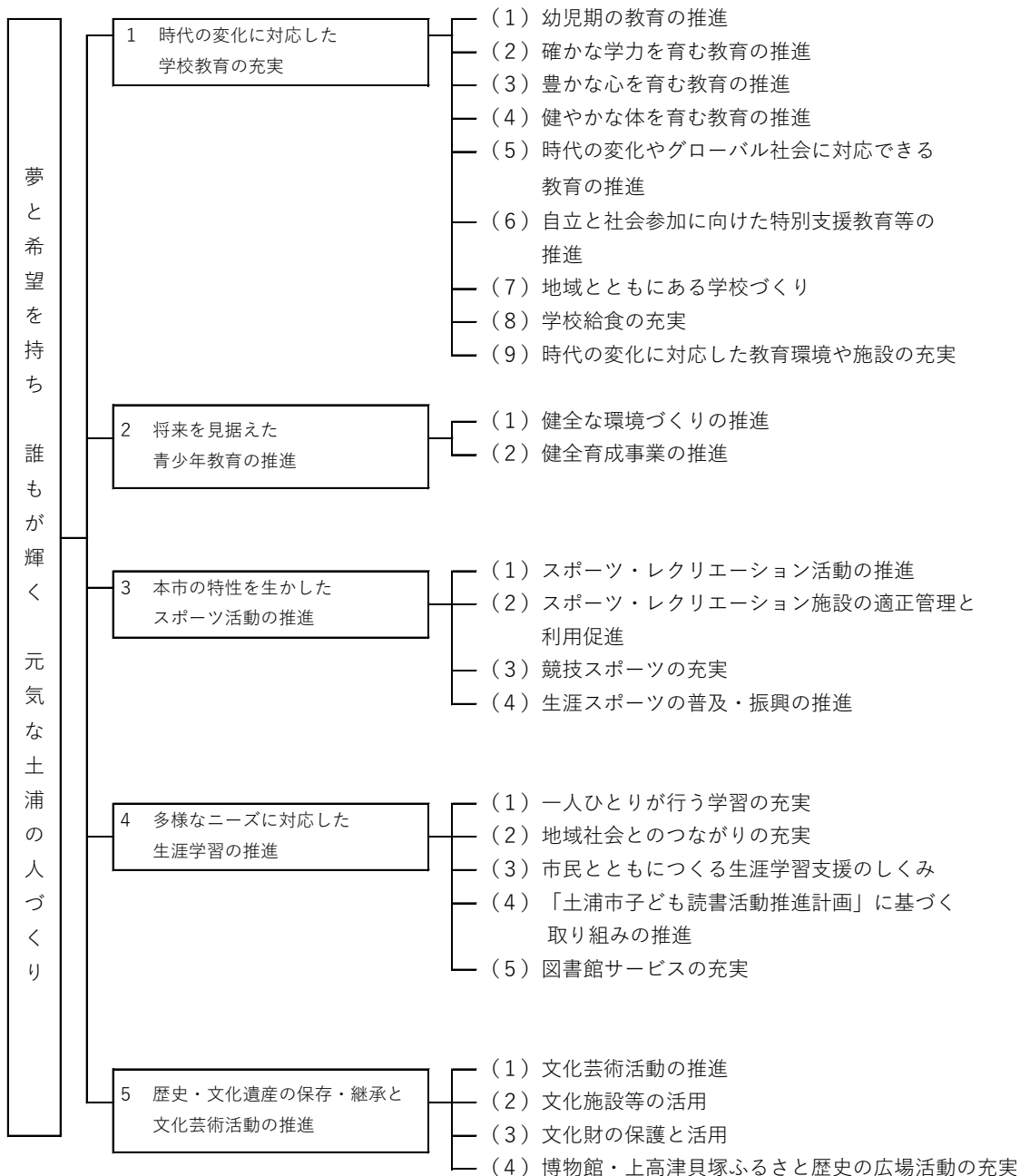
<p>オ 体験学習・生涯学習の推進</p>	<p>SDGs </p>
<p>両館の特長を活かした、親しみやすい体験型の講座を開催し、歴史と文化財への理解を深めるとともに、各種同好会と協力・連携して生涯学習の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館 …はたおり、「博物館のお仕事体験」などの実施と土浦市古文書研究会、博物館古文書の会、はたおりの会、拓本同好会の育成 ・上高津貝塚…縄文土器、縄文の布、勾玉、火起こし体験、体験型イベント、史跡巡りなどの実施と、上高津貝塚土器づくりの会、古代織研究会との連携 ・出前講座への学芸員の出講 ・館長講座の開催 	
<p>カ 学校教育との連携</p>	<p>SDGs </p>
<p>土浦市域の歴史と文化についての理解を深めるため、校外学習や出前授業を実施し、博物館実習や、職場体験の場を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外学習 ・子ども郷土研究 ・博物館実習 ・郷土教育の推進（出前授業） ・職場体験 	
<p>キ 歴史資料の収集保存</p>	<p>SDGs  </p>
<p>収蔵資料の修復や保存処理を進め、歴史・文化遺産として後世に永く伝えます。地域の歴史資料を、調査や購入、寄贈、寄託により収集いたします。</p>	
<p>ク 筑波山地域ジオパーク推進協議会の教育學術部会の運営</p>	<p>SDGs   </p>
<p>部会の事務局として、会議の開催や部会の事業を行い、ジオパーク活動を推進し、調査研究の成果はシンポジウム等で公開します。</p>	
<p>ケ 博物館施設等の整備と活用</p>	<p>SDGs </p>
<p>博物館施設等の整備と活用に努め、来館者と収蔵資料にとって安全で快適な施設を維持します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修事業（R4～R5） ・情報サービス事業（R5の再開館時からWi-Fi導入） 	

教育行政方針の体系図

【基本理念】

【基本方針】

【重点施策】



4.1.4 統合対象校・関連校の特徴

上大津地区の小中一貫校

小学校併設型中学校	中学校併設型小学校
土浦市立土浦第五中学校(小中一貫校)	土浦市立上大津東小学校 (小中一貫校)
	土浦市立神立小学校 (小中一貫校)
	土浦市立菅谷小学校 (小中一貫校)

(1) 統合対象校

① 上大津東小学校

・所在地：茨城県土浦市沖宿町 2489

・歴史

上大津東小学校は、明治 22 年 6 月に「神國寺」境内に「上大津尋常小学校」として開校しました。明治 25 年 12 月には「田尋常小学校」と改称され、大正 4 年 6 月に現在地に校舎が新築移転、昭和 29 年に「土浦市立上大津東小学校」へ改称され今に至ります。

・既存校舎概要

竣 工 年	昭和 53、57、58 年、平成 14、24、26 年
総 延 床 面 積	3,673.10 m ²

・沿革

明治	22 年	新治郡上大津尋常小学校開校 (6 月 25 日創立記念日)
	25 年	上大津尋常小学校を田尋常小学校へ改称 沖宿地区に沖宿尋常小学校開校
	41 年	上大津尋常高等小学校設立 (田に設立)
	43 年	上大津尋常高等小学校火災の為焼失
	44 年	同地に校舎新築落成
大正	4 年	上大津村大字沖宿石橋 2489 番地に新校舎落成移転 (現在地)
	4 年	上大津東小学校菅谷分教場を設立認可
昭和	16 年	上大津東国民学校と改称
	22 年	上大津村立上大津東小学校と改称
	29 年	土浦市立上大津東小学校と改称 (上大津村と土浦市の合併により)
	61 年	土浦市立上大津東小学校菅谷分校閉校 (70 有余年の歴史)
平成	元年	創立 100 周年

・校訓

働く子 考える子 強い子 明るい子

② 菅谷小学校

・所在地：茨城県土浦市菅谷町 1464-8

・歴史

菅谷小学校は、上大津東小学校菅谷分校校舎の老朽化と菅谷地区児童(4年～6年生)の上大津東小学校への遠距離通学の問題、白鳥地区児童の旧上大津西小学校への遠距離通学の問題、更に神立小学校児童の急増に伴う学級増の問題を解消する行政上の目的で、昭和61年に新設されました。

・既存校舎概要

竣 工 年	昭和 61 年
総 延 床 面 積	4,391.97 m ²

・沿革

昭和	61 年	土浦市立菅谷小学校新設開校（10 月 20 日創立記念日）
	62 年	飼育舎設置
平成	7 年	創立 10 周年記念式典挙行
	17 年	創立 20 周年記念大運動会
	17 年	創立 20 周年記念式典挙行
	27 年	創立 30 周年記念式典挙行
令和	2 年	旧上大津西小学校を暫定統合

・めざす学校の姿

信頼される学校

認め合い、高め合う学校

安心、安全が更新する学校

開かれ、連携協力できる学校

(2) 暫定統合校

① 旧上大津西小学校

・所在地：茨城県土浦市手野町 3651

・歴史

旧上大津西小学校は、明治25年11月に手野尋常小学校として開校し、大正7年に現在地に校舎が建設されました。複式学級を解消するため、「上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画」に基づき、令和2年4月から菅谷小学校へ暫定統合しました。

・既存校舎概要

竣 工 年	昭和 49、57、63 年
総 延 床 面 積	3,065.00 m ²

・沿革

明治	25 年	手野尋常小学校開校
	26 年	手野尋常小学校校舎新築落成し開校式を挙行
	27 年	手野尋常高等小学校となる（5月1日創立記念日）
	40 年	上大津西尋常高等小学校となる
大正	7 年	新校舎へ移る（現在地）
昭和	16 年	上大津村立上大津西国民学校と改称
	22 年	上大津村立上大津西小学校と改称
	29 年	土浦市立上大津西小学校と改称（上大津村と土浦市の合併）
	50 年	神立小学校新設により神立地区分離
	61 年	菅谷小学校新設により白鳥地区分離
平成	4 年	創立 100 周年記念式典挙行
令和	2 年	菅谷小学校へ暫定統合

・教育マニフェスト（組織目標）

達成感や連帯感を体得できる教育活動を展開し、自分に自信をもち、友だちと高め合える児童を育てる。

個に応じた指導や協働的な学びを通して、言語能力（特に読み取る力・書く力）の向上を図る。

(3) 関連校

① 神立小学校

・所在地：茨城県土浦市中神立町4

・歴史

神立小学校は、土浦・千代田工業団地の造成や都市化の進展に伴う人口増加と旧上大津西小学校への遠距離通学の問題等から地域より小学校新設が切望され、昭和50年に旧上大津西小学校より分離独立しました。

・既存校舎概要

竣 工 年	昭和 49、52、54、60 年
総 延 床 面 積	5,465.94 m ²

・沿革

昭和	50 年	土浦市立旧上大津西小学校より分離独立、神立小学校開校（4月14日創立記念日）
	52 年	校舎増築竣工（9 教室）
	54 年	特別教室及び室内運動場（体育館）竣工
平成	11 年	校舎棟大規模改造及び耐震補強工事竣工
	12 年	体育館大規模改造及び耐震補強工事竣工

・児童数・学級数の推移

年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
児童数(人)	437	462	445	458	478	488
学級数(学級)	21	23	21	21	23	22

(特別支援学級を含む)

② 土浦第五中学校

・所在地：茨城県土浦市手野町 3218-1

・歴史

土浦第五中学校は昭和22年に新治郡上大津村立上大津中学校として開校し、昭和29年に上大津村と土浦市の合併によって土浦市立土浦第五中学校と改称しました。

・既存校舎概要

竣 工 年	昭和 53 年、平成 13、17、18、24 年
総 延 床 面 積	7,028.44 m ²

・沿革

昭和	22 年	新治郡上大津村立上大津中学校開校
	24 年	校訓制定・手野に本校舎竣工（9 月 7 日創立記念日）
	29 年	土浦市立土浦第五中学校と改称（上大津村と土浦市の合併）
	54 年	新校舎竣工
平成	17 年	新体育館竣工・新技術棟竣工
	25 年	新図書室竣工

・生徒数・学級数の推移

年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
生徒数(人)	464	441	469	469	480	481
学級数(学級)	19	19	23	23	24	22

(特別支援学級を含む)

4.1.5 小中一貫教育

土浦市では平成 30 年度より全中学校区で「小中一貫教育」を実施しています。

(1) 土浦市小中一貫教育基本方針（平成 30 年 3 月改訂）

■ 本市における小中一貫教育の基本理念 より抜粋

「基本理念 1 確かな学力の向上のため」

- ・ 9 年間を見通した系統的な学習指導の充実（土浦 Next Plan の活用）
- ・ 小学校高学年の一部教科担任制の導入
- ・ I C T の効果的な活用等

「基本理念 2 生きる力の育成のために」

- ・ キャリア教育の充実（人間関係づくり、社会性・自尊感情・自立等の育成）
- ・ 異年齢交流によるよりよい人間関係の構築 等

理念構築の 基盤	職員の資質・指導力の向上により、知徳体のバランスのよい子どもたちを ・ 指導方法と指導體制の充実 ・ 日常的な情報連携・行動連携による指導力の向上 等
	家庭・地域の教育力の向上により、土浦の子供たちの健全育成を ・ 保護者・地域の方々の学校運営への参画 ・ 小中学校 P T A や地域住民との合同事業や相互交流 等

本市の小中一貫校が目指すもの

小中一貫教育で目指す生徒像

- ① 他者の考えを尊重したり様々な情報を適切に活用したりしながら、自分の考えをもつことができる児童生徒
- ② 目的に合った表現方法で、自分の考えを分かりやすく伝えられる児童生徒
- ③ 社会のルールやマナーを尊重し、思いやりのある生き方ができる児童生徒

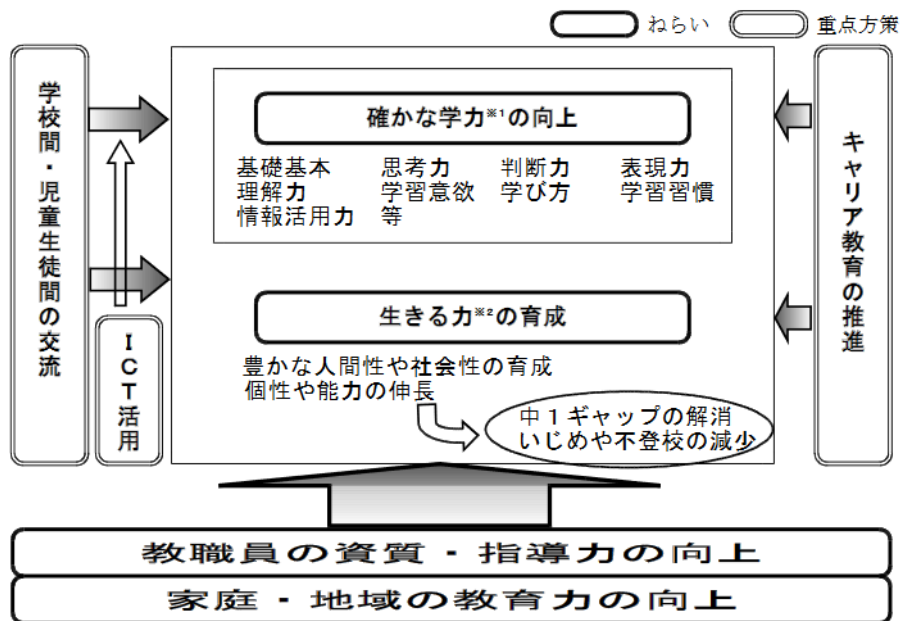


図 4-3 小中一貫校のねらい

(2) 小中一貫教育活動内容

・土浦五中地区小中一貫教育グランドデザイン（令和4年度）より抜粋



(3) 各校の学校教育目標

学 校	学校教育目標
上大津東小学校	自ら学び、心豊かでたくましい児童の育成
菅谷小学校	自ら学び、心豊かによりよく生きる児童の育成
神立小学校	自ら学び、心豊かで心身ともにたくましく実践力のある児童の育成
土浦第五中学校	(長期) 相互承認の感性と自立する力を育み、他と共に成長できる生徒を育成する。 (中期) 自ら学び、自ら考え、自ら判断し行動できる生徒の育成 自ら社会に参画しようとする生徒の育成

4.1.6 計画予定地の特徴

計画予定地の特徴を以下に示します。

- ・上大津東小学校敷地のため、通学の安全性が担保されている。
- ・敷地内外に畑等の豊かな緑がある。
- ・急激な高低差等がなく、大規模な造成を必要とせずに広いグラウンドを確保できる。
- ・敷地北側に住宅街が広がっており、地域との日常的な交流が行いやすい。



図 4-4 敷地周辺図

4.1.7 計画コンセプト

これまでの検討を踏まえ、計画コンセプトを以下とします。

メインコンセプト

未来へ歩む地域とともに、子どもたちの成長と新時代の学びを支える学校

① 安心・安全な学校づくり

- ・大人たちの目が行き届きやすく、児童が安心して過ごせる環境
- ・教職員が児童の教育・指導へ集中できる職務空間
- ・地震や洪水、土砂災害等、あらゆる災害に強く、地域の安心を守る拠点
- ・スクールバスを含む、安全な登下校動線

② 新たな学びを積極的に取り入れた学校づくり

- ・主体的・対話的で深い学びを可能とし、感染症対策等も踏まえたスペース確保等、多様な学習形態に柔軟に対応できる空間・施設
- ・将来にわたる技術の進展へ対応しやすく、学びへ効果的にICT技術を活用できる環境
- ・学びの内容、形態に応じて教員自ら弾力的に空間を可変できる普通教室まわり

③ 心の豊かさを養う学校づくり

- ・ユニバーサルデザインの導入やインクルーシブな環境づくりにより、誰もが過ごしやすい学校
- ・上大津地区の豊かな自然環境に配慮した、五感で自然を感じる環境

④ 地域に開かれた明るい学校づくり

- ・児童と教職員、中学生、更には多世代の地域住民など、多様な交流を生み出す場
- ・セキュリティに配慮しながらも開放的で明るい、地域の方々に親しまれる施設

⑤ 環境に配慮した学校づくり

- ・環境配慮技術等の効果を感じられる、環境教育の場となる校舎
- ・自然エネルギーの活用や省エネルギー化を積極的に行う学校
- ・抗菌抗ウイルス建材使用や換気等による感染症対策を考慮した施設

⑥ 持続可能な学校づくり

- ・学びの変化や児童数の増減等にフレキシブルに対応できる、長く使いやすい校舎
- ・メンテナンスのしやすさなど、将来にわたる経済性や長寿命化に配慮した施設

4.2 施設整備にあたっての基本方針

計画コンセプトを踏まえ、施設整備にあたっての基本方針（ゾーニングコンセプト）を策定しました。イメージを以下の図に示します。統合小学校では、ラーニング・コモンズ^{※1}を中心に児童同士、教職員、地域住民との交流・連携が図れるような配置とします。なおラーニング・コモンズとは図書館や多目的室、地域開放を行う特別教室等の、学校・地域での学びの拠点を意味しています。

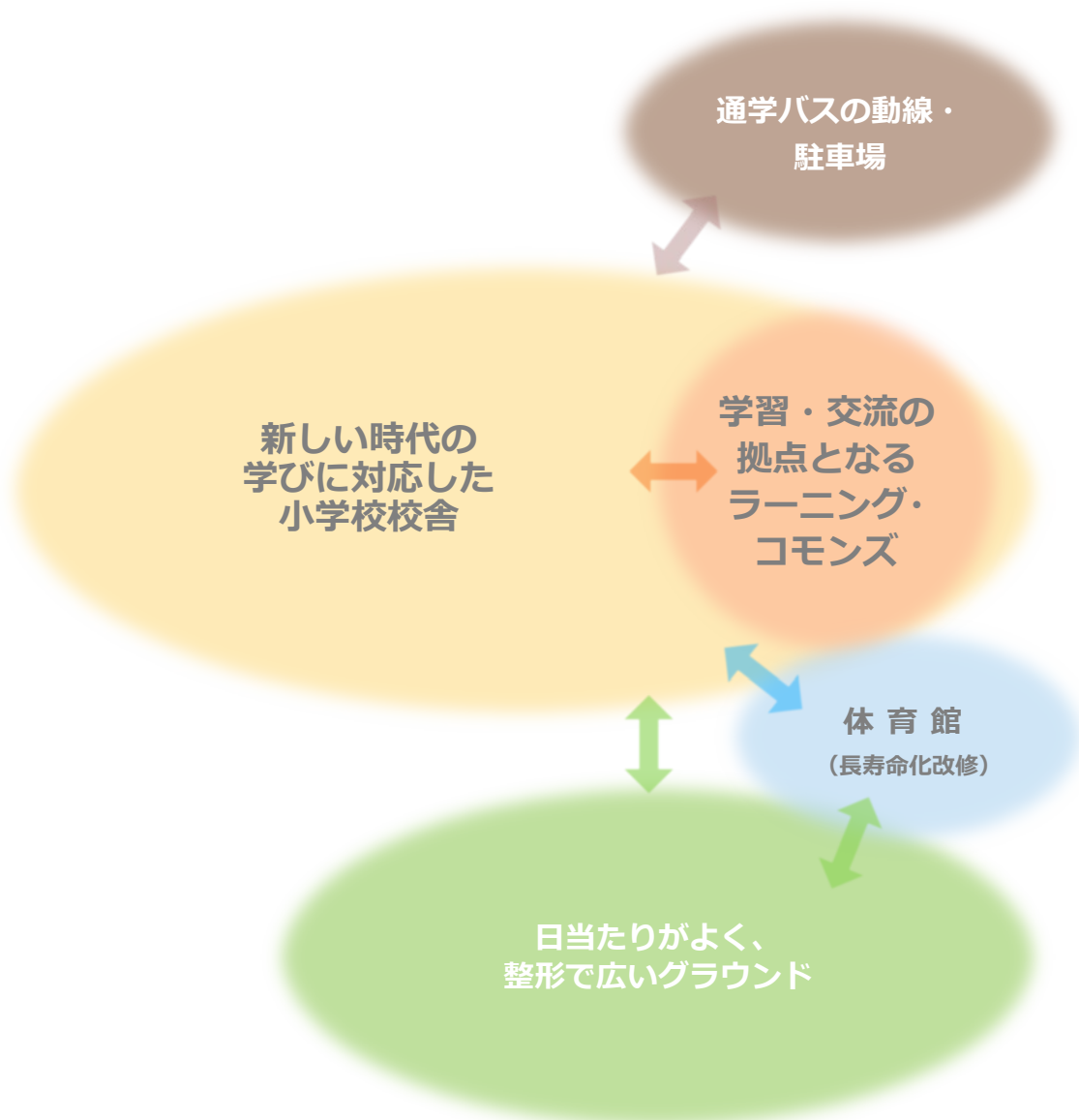


図 4-5 ゾーニングコンセプトのイメージ図

用語の解説

※1 ラーニング・コモンズ

デジタル化の中で、学校図書館が必ずしも読書・学習・情報のセンターとしての機能を十分に果たしていない実態が一部指摘されており、学校における図書スペース、図書館の整備の在り方を捉え直す必要がある。

学校図書館を核とし、コンピュータ教室と組み合わせて、これらのセンターとしての役割を持たせる「ラーニング・コモンズ」を整備していくことも有効であり、ICTを活用することで、調べる、まとめる、発表するなどの学習活動を効果的・効率的に行えるよう工夫することが可能となる。

引用：文部科学省 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

このような背景から、本計画におけるラーニング・コモンズは学校図書室を核とし、多目的教室や地域開放を行う特別教室を一体的にゾーニングすることで、児童に加え、地域住民の「学び」の中心となることを想定している。

日常的にはICTの活用や図書室と多目的教室の連携により、どの教科の授業でも調べる、まとめる、発表するなどのアクティブ・ラーニングを効果的・効率的に実施できるようになり、主体的・対話的な学びを実施する環境となる。

合わせて学校図書室は、教室以外の、子どもたちが落ち着ける居場所となり得ることから、日常的に滞在したくなる魅力的な空間として整備していくことも重要である。



図 4-6 児童及び地域住民の「学び」の拠点となるラーニング・コモンズ
(画像：文部科学省 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について)

4.2.1 基本方針に基づく施設計画方針

表 4-1 計画コンセプト案に対応する施設計画

基本方針	施設計画方針
<p>① 安心・安全な 学校づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死角が少なく、各所の管理諸室から施設内外の児童の活動が見守りやすい校舎計画に配慮しつつ、クールダウンスペース^{※2}など多様な空間を配置 ・ 正門は道路から内側に下がった位置とし、児童が安全に溜まれるスペースを確保 ・ 児童通学動線と地域利用動線は分離し、施設内においても時間に応じてエリアを区分できるようセキュリティライン^{※3}を計画 ・ スクールバスからの乗降や歩車分離を徹底した動線計画 ・ 児童の生活の場、地域の避難所として必要な耐震性能を確保した校舎 ・ 既存体育館の長寿命化改良等による、避難所としての機能性の向上 ・ 周辺住宅環境を踏まえた、適正な防災拠点機能の確保 ・ 感染症対策等を踏まえ、ソーシャルディスタンス確保が可能な教室面積 ・ 教職員の働き方改革に配慮し、動線が短い校舎、連携のしやすさや作業効率に配慮した職員室など、効果的な教育活動を実施できる環境整備
<p>② 新たな学びを積 極的に取り入れ た学校づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習内容や人数等に応じて、教員自身がフレキシブルに活用できる普通教室^{※4}周りの工夫 ・ 図書室と多目的室の一体的な計画によって、ICT 教育等の新たな学びの環境にも適応可能な施設を計画 ・ ラーニング・コモンズを小学校の中心に据え、各教室との連携を図ることで、子どもたちの学びに対する好奇心を高める ・ 敷地内外の自然環境を活かした自然とのふれあい機会を創出し、生命の有限性や自然の大切さを肌で感じる体験を提供 ・ 用途を固定しない教室の配置により、アクティブ・ラーニング等の児童が主体的・対話的に学ぶ環境の整備 ・ アフターコロナに対応した多様な学習環境やディスタンス確保に対応できる空間の整備
<p>③ 心の豊かさを 養う学校づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上大津地区の豊かな自然環境を活かした、農業体験等の体験型学習の導入など、子どもたちが自ら環境を創る環境共生型の学びの場を創出 ・ ユニバーサルデザインを導入し、多様な児童・教職員・地域住民が使いやすい学校 ・ 物理的・心理的な障壁を取り払いインクルーシブ教育に対応 ・ 普通教室周辺に小教室など、複数の用途に柔軟に使用できる空間を配置

<p>④ 地域に開かれた 明るい学校づく り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ラーニング・コモンズを校舎の中央に据え、地域開放機能を充実させることで、地域の方との交流を促進 ・小学校機能の一部を地域へ開放することで、施設の効率的利用を図るとともに、賑わいあふれる学びの場を創出 ・導入が予定されているコミュニティスクール事業に対応する施設づくり ・地域開放による地域の方の見守りや多世代との交流を通してみんなが生き生きと学ぶ場を創出 ・小学校機能と地域開放エリアの間には、セキュリティラインを設けるが、視線の抜けや空気感の伝わる仕様で一体感を演出
<p>⑤ 環境に配慮した 学校づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の気候特性や敷地条件、学校施設のエネルギー特性を踏まえ、省エネに配慮したエコスクールづくり ・自然採光や通風等の自然エネルギーの効果的な活用により、可能な限り機械に頼らずに快適な環境を維持できる校舎 ・自然エネルギーの活用方法や省エネ技術等の効果を「見える化」し、環境教育に活用できる校舎 ・抗菌・抗ウイルス建材の使用や、換気など、感染症対策へも配慮
<p>⑥ 持続可能な学校 づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンスペースやフレキシブルに利用できる普通教室によって、多様な学びの場を作り、学び方の変化にも柔軟に対応できる学校 ・耐久性が高く、清掃しやすい内外装材の採用 ・メンテナンスや機器の更新に配慮した設備計画 ・将来的な用途変更等にも対応しやすい構造・設備計画や動線計画

用語の解説

※2 クールダウンスペース

心のケアを必要とする子どもに応じた施設・設備の配慮として、知的障害、自閉症・情緒障害を持つ児童のクールダウンなどのための場所の確保が必要とされている。

(参考：文部科学省 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 配布資料 3-3 学校における配慮事項)

※3 セキュリティライン

学校施設内における地域開放エリアとそれ以外を明確に分けることで、児童の安全性を確保する。具体的な方法としては、地域開放エリアをまとめてゾーニングし、利用者動線と児童動線を分けて計画することでエリアの分離を図るとともに、エリア境界を扉等で仕切ることにより時間帯や曜日に応じた開閉を行うことが考えられる。またエリア境界は、単にシャッターや防火扉により仕切るのではなく、格子状の扉やガラス扉などにより施設としての一体感を損なわない工夫が必要となる。



図 4-7 区分管理のための格子状の扉



開放部分を仕切るための扉

(画像：文部科学省 報告書「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～」)

※4 フレキシブルに利用できる普通教室

アクティブ・ラーニングによる教室利用の多様化や感染症対策によるディスタンスの確保などを踏まえ、例えば教室と廊下を可動間仕切りで区切り、用途に応じて流動的に教室区画を変更できるようにする計画等がある。これにより、グループ別で議論を行うような授業や、昼食時の児童同士の距離の確保などを教室移動を伴わずに実施することが出来る。

また、普通教室周辺に小教室を複数整備し、少人数授業での使用や気持ちを落ち着かせるためのクールダウンスペース、相談室といった複数の用途に柔軟に使用できる空間を配置する方法等がある。

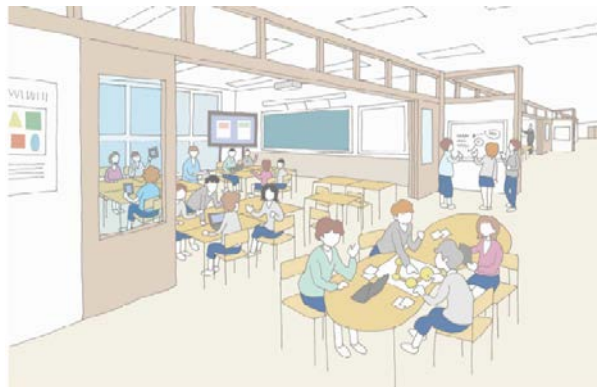


図 4-8 学習活動に柔軟に対応できる多目的な空間

(画像：文部科学省 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について)

4.3 改修等の基本的な方針

4.3.1 既存施設の改修

上大津東小学校の既存体育館は昭和 56 年築の新耐震基準の施設であることから、長寿命化改修を実施することにより、継続的に活用することを検討します。また、敷地南西部にある普通教室棟は平成 25 年築と新しいため、改修により継続的に活用することを検討します。

新校舎の配置計画においては、上記の既存施設活用方針を前提として、各種動線やゾーニングに配慮した計画とします。

5. 全体計画概要

5.1 施設規模の整理

表 5-1 各諸室の必要室数・面積（校舎）

機能 (面積)	室名	室数	室あたり 面積(m ²)	機能 (面積)	室名	室数	室あたり 面積(m ²)	
普通教室 (2,376m ²)	普通教室	18	72	管理諸室 (720m ²)	校長室	1	36	
	オープンスペース	6	72		職員室+湯沸+休憩	1	144	
	少人数教室	12	36		印刷室	1	36	
	教材室	6	36		会議室	1	72	
特別支援 (216m ²)	特別支援教室	4	36		放送室	1	36	
	通級指導教室	1	72		事務室	1	36	
特別教室 (1,080m ²)	ラーニングコモンズ	—	—		保健室	1	72	
		図書室	1		216	相談室	1	36
		多目的室	2		72	玄関+受付	1	36
	生活科室	1	72		給食配膳室	1	144	
	理科室+準備室	1	144		職員更衣室	1	36	
	音楽室+準備室	1	144		職員・来賓用便所	1	36	
	楽器庫	1	36		共用部等 (約2,500m ²) ※算出根拠 校舎全体の36%	児童更衣室	2	36
	図工室+準備室	1	144			昇降口・校庭出入口	適宜	適宜
	家庭科室+準備室	1	144			廊下階段等、通行部	適宜	適宜
	児童会室	1	36			児童便所	適宜	適宜
			多目的便所	適宜		適宜		
					ゴミ置き場	1	36	
				校舎合計			約 6,900	

表 5-2 各諸室の必要室数・面積（運動施設）

機能 (面積)	室名	室数	室あたり 面積(m ²)
屋内運動場 (794m ²) ※改修	屋内運動場、器具庫、放送室、玄関ホール等	1	794
屋外付属棟 (80m ²)	屋内外用便所	1	48
	屋外体育用器具庫	1	32
運動施設合計			874

※プールについては、他校の状況も踏まえ、検討します。

表 5-3 各諸室の必要室数・面積（児童クラブ）

機能(面積)	室名	室数	室あたり面積(m ²)	室名	室数	室あたり面積(m ²)
児童クラブ(497m ²) ※改修	専用部	4	72	共用部	1	適宜

表 5-4 防災備蓄倉庫面積

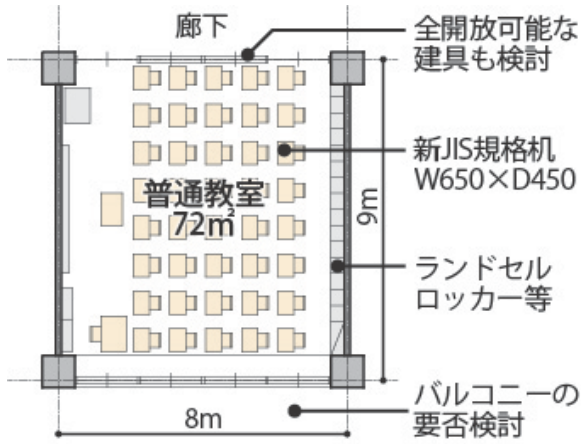
機能(面積)	個数	室あたり面積(m ²)
防災備蓄倉庫	1	20

表 5-5 各諸室の必要室数・面積（施設合計）

施設	面積(m ²)
小学校	約 7,800
児童クラブ	497
防災備蓄倉庫	20
総合計	約 8,300

5.2 諸室の機能検討

各諸室に想定される機能を以下に示します。

機能	室名	検討事項
普通教室	普通教室	<ul style="list-style-type: none"> ・学年単位の活動等を考慮し、同一学年の教室は同一階、かつまとまりのある配置とする。 ・心の居場所としての教室となるよう、内装材や色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮する。 ・オープンスペースなどの周辺諸室の計画と合わせて、学齢に応じた適切な普通教室まわりの環境づくりを検討する。 ・児童の荷物を収納するスペースを設ける。 ・学習への興味や関心を高められるような掲示スペースを設ける。 ・多様化する学習に対応できるよう、情報機器を利用できる環境、スペースを整える。 ・自然体験活動の充実を図るために、バルコニーなどを教室に隣接し、一体的に利用できるようにすることが望ましい。 ・日照・通風など豊かな自然の恵みを活かせる配置とする。 ・感染症対策に留意し適切な距離が確保できる面積とする。 ・1・2年生教室は1階に配置する。 ・通学が困難な児童へのオンライン授業に対応したライブ配信用機材の設置スペースを確保する。
		 <p style="text-align: center;">普通教室のレイアウト案</p>
	オープンスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下や多目的室などと一体的な利用ができるように配慮し、少人数学習や学年活動、異学年交流のスペースとして活用できる空間となるよう工夫する。
	教師コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・普通教室周りに教職員の作業スペースを設ける。

	少人数教室	・児童の興味関心や習熟度に応じたきめ細かな指導を行える環境を整える。
	教材室	・教材などの十分な収納スペースを設ける。
特別支援	特別支援教室及び通級指導教室	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に応じた多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間確保に配慮する。 ・児童に応じた十分な安全を確保するよう工夫する。 ・外部からの刺激等による心理的な不安定さを考慮した、落ち着いた学びやすい環境に配慮する。 ・十分な収納スペースを設ける。 ・職員室や保健室との連絡、便所等との位置関係を考慮した配置とする。
	特別支援教室	・特別に支援を要する児童が学習する教室。
	通級指導教室	・対象児童が週に1回程度利用する。
特別教室	ラーニング・コモンズ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の学びの拠点となる施設とする。 ・地域住民の利用も考慮し、連携しやすい配置とする。
	図書室	<ul style="list-style-type: none"> ・書架・机・椅子・閲覧コーナーの配置など、児童がより本に親しめる環境となるように工夫する。 ・多目的室などと連携し知的好奇心を引き出し、自発的な学習に利用しやすいように配慮する。 ・地域ボランティアなどによる読書活動を支援しやすい場所に配置することが望ましい。
	多目的室	・学年全体で利用する広い面積の多目的室を計画する場合には、利用方法などに応じ、適宜、空間を分割できるように計画する。
	生活科室	<ul style="list-style-type: none"> ・学習活動に柔軟に対応できるようなスペースとする。 ・学習活動で使用する教材、材料、作品等が保管できるスペースを設ける。 ・低学年(1・2年生)の教室に近い配置とする。 ・学級数の増加に対応できるよう、普通教室への転用が可能な形態とする。
	理科室+準備室	<ul style="list-style-type: none"> ・学習環境に必要な設備を設けるとともに、十分な換気を確保する。 ・隣接する廊下などに研究成果などの資料掲示スペースを設ける。
	音楽室+準備室、楽器庫	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽活動をより充実できるよう、発表空間・練習空間をできる限り確保する。 ・他の教室や近隣への音の影響に十分配慮する。 ・室内音響に配慮する。 ・隣接する廊下などに資料掲示スペースを設ける。 ・楽器庫には十分な収納スペースを設ける。

	図工室 + 準備室	<ul style="list-style-type: none"> ・学習環境に必要な設備を設けるとともに、十分な換気を確保する。 ・バルコニー等の屋外作業空間と連続することが望ましい。 ・準備室に作品や材料の保管スペースを設ける。 ・隣接する廊下などに作品・資料展示スペースを設ける。
	家庭科室 + 準備室	<ul style="list-style-type: none"> ・学習環境に必要な設備を設けるとともに、ガスコンロの利用なども考慮し、十分な換気を確保する。 ・準備室に作品スペースを設ける。 ・ミシンなどの収納スペースを設ける。 ・調理、被服の授業に対応できるように、用具置場を設置するなど使いやすさを検討する。 ・隣接する廊下などに作品・資料展示スペースを設ける。
	児童会室	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後に3年生以上が集まり活動することを想定した計画とする。
共用部等	児童更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーに配慮した配置とする。 ・男女で部屋を分けた設置とする。
	昇降口・校庭出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすく、移動しやすい位置とする。 ・グラウンドへの移動に配慮する。 ・職員用の入口を確保する。 ・昇降口前に手洗・足洗を計画する。
	廊下階段等、通行部	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下は児童が気分転換できる場所となるよう配慮する。 ・安全で使いやすい適切な幅員を確保する。 ・明るく使いやすい計画とする。 ・分かりやすい動線計画とする。 ・作品や学習成果物の展示スペースを設ける。
	児童便所	<ul style="list-style-type: none"> ・明るく清潔感のある仕様とする。 ・感染症対策にも配慮した仕様とする。
	多目的便所	<ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすい位置に配置する。 ・オストメイト対応トイレを最低1ヶ所設ける。 ・車いす利用者も使用可能なトイレを各階に設置する。
管理諸室	校長室	<ul style="list-style-type: none"> ・会議、応接のスペースを設け、職員室と隣接させる。 ・グラウンド、校門などへの見通しを考慮した配置とする。 ・学校の歴史などに関わる各種資料を保管するための棚を設置する。
	職員室 + 湯沸 + 休憩	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド、校門などへの見通しを考慮した配置とする。 ・職員室・校長室・事務室・保健室をまとめて配置する。 ・児童・保護者が気軽に入りやすいように、動線や開放性に配慮する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・校務処理などを支援する学校LANを構築し、情報環境を整え、将来の情報技術・機器の変化・発展に対応できるよう配線などは増設・変更しやすいよう配慮し、OAフロアなどによる配線のための空間を確保する。 ・打合せスペース、流しなどの設備配置空間を設ける。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが教職員と機能的な連携を取れるように配慮する。 ・各種資料の日々の利用と適切な保管が可能な計画とする。 ・ICT機器の使用や動画教材の作成等に広く活用可能なスタジオを設ける。
	印刷室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室との動線に配慮する。 ・機器設置スペース・作業スペース・用紙等の保管スペースを確保する。
	会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・校長室・職員室との動線に配慮する。 ・情報機器を効果的に活用できる環境整備をすることが望ましい。
	放送室	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・遮音対策を講じる。
	事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・校長室・職員室に隣接し、機能的な連携をとれるような配置とする。 ・書類などを保管する棚を設置できるスペースを確保する。
	保健室	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室は1室とし、1階に配置する。 ・保健室は緊急車両が入りやすい配置とするなど、緊急時の対応がスムーズにできるよう配置及び動線に配慮して整備する。 ・トイレと簡易シャワーを設置し、トイレには汚物処理可能なスペースを確保する。 ・検診用器具等、物品の収納場所を十分に確保し、検診記録等の保管のため、施錠できるロッカーを設置する。 ・保健室に隣接して相談室を配置する。 ・保健室の外部出入口付近に、足洗い場を設ける。 ・廊下からの出入口を2ヶ所設ける。 ・感染症の疑いのある児童等を一時隔離するスペースを設ける。
	相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・児童と教師が個別に相談したり、落ち着いて時間を過ごせる空間とする。 ・管理諸室の近くに配置とする。
	玄関 + 受付	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすく、移動しやすい位置とする。
	給食配膳室	<ul style="list-style-type: none"> ・給食搬入ルートとの連携に配慮する。 ・各階に衛生的に給食を配膳可能な計画とする。
	職員更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別の更衣室を設置する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・管理諸室の一角に配置し、職員室・事務室との動線や防犯に配慮する。 ・職員用の休憩スペースを設ける。
	職員・来賓用便所	<ul style="list-style-type: none"> ・明るく清潔感のある仕様とする。
	ゴミ捨て場	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な廃棄スペースを設ける。

屋内 運動 場	屋内運動場+器具庫	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内運動場と校舎を繋ぐ動線は、十分な幅員を確保するとともに、安全性に配慮し、雨天時も児童が濡れずに移動ができる計画とする。
	放送室	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・遮音対策を講じる。
	玄関・ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすく、移動しやすい位置とする。
	屋内外用便所	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別に確保する。 ・騒音・遮音対策を講じる。
	屋外体育用器具庫	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドとの連携に配慮する。 ・大型器具の出し入れに配慮する。

児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の昇降口との動線に配慮する。 ・グラウンド等を活用しやすい動線とする。
-------	--

防災備蓄倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・トラックなどの車両から直接物資を出し入れ可能な配置とする。 ・避難場となる体育館への搬出入が行いやすい動線とする。
--------	---

※プールについては、市内すべての小中学校のプールの在り方を別途検討する。

5.3 利用者参加型検討会

上大津地区小学校適正配置について、これまでに地域住民や保護者を対象とした説明会を実施してきました。以下に説明会にて寄せられた意見をまとめます。

5.3.1 上大津地区小学校適正配置に関する住民説明会

(1) 上大津地区小学校適正配置に関する現状等説明会（平成 29 年 8 月実施）

●開催日及び参加者数

	旧上大津西小学校		菅谷小学校		上大津東小学校		神立小学校		計
	開催日	参加者数	開催日	参加者数	開催日	参加者数	開催日	参加者数	参加人数
保護者	8/9	17 名	8/10	12 名	8/2	17 名	8/3	3 名	49 名
地域住民	8/18	8 名	8/23	7 名	8/17	4 名	8/24	10 名	29 名
計	25 名		19 名		21 名		13 名		78 名

●主な意見（保護者）

- ・小規模校の解消について。
- ・段階的な適正配置について。
- ・20年先の児童数を見通した検討の必要性について。
- ・通学区域の見直しによる地域コミュニティの分離について。

●主な意見（地域住民）

- ・暫定的な通学区域の見直しを行った方が良いと思う。
- ・具体的な適正配置案の検討について。

(2) 上大津地区小学校適正配置に関する説明会（平成 30 年 6 月実施）

●開催日及び参加者数

	旧上大津西小学校		菅谷小学校		上大津東小学校		神立小学校		計
	開催日	参加者数	開催日	参加者数	開催日	参加者数	開催日	参加者数	参加人数
保護者	6/20	12 名	6/21	8 名	6/26	4 名	6/27	5 名	29 名
地域住民		12 名		7 名		2 名		9 名	30 名
計	24 名		15 名		6 名		14 名		59 名

●主な意見（保護者）

- ・人数の多い学校の方が教育環境としては望ましい点について。
- ・神立小学校を除いた 3 校で検討すべき。

●主な意見（地域住民）

- ・子どもたちのことを最優先に考えた統合の実施について。
- ・スクールバス対象者数を考慮した配置について。

(3) 上大津地区小学校適正配置に関する説明会（平成31年1月実施）

●開催日及び参加者数

	旧上大津西小学校		菅谷小学校		上大津東小学校		神立小学校		計
	開催日	参加者数	開催日	参加者数	開催日	参加者数	開催日	参加者数	参加人数
保護者	1/16	11名	1/17	7名	1/23	5名	1/25	2名	25名
地域住民		10名		9名		7名		6名	32名
計	21名		16名		12名		8名		57名

●主な意見（保護者）

- ・国道354号線バイパスの横断危険性について。
- ・統合先が土浦第五中学校付近となる場合の歩道橋等整備について。

●主な意見（地域住民）

- ・ランニングコストの検討について。

(4) 上大津地区小学校適正配置に関する説明会（令和2年8月実施）

●開催日及び参加者数

	菅谷小学校		上大津東小学校		神立小学校		計
	開催日	参加者数	開催日	参加者数	開催日	参加者数	参加人数
保護者	8/5	22名	8/4	16名	8/3	3名	25名
地域住民	8/6	16名	8/7	12名	8/11	7名	32名
計	38名		28名		10名		57名

●主な意見（保護者）

- ・通学バスの乗車基準の明確化について。
- ・国道354号線の横断等、交通面への不安について。

●主な意見（地域住民）

- ・歩道橋や歩道を設ける等、現段階での具体的な通学路安全確保の方策について。
- ・統合小学校の敷地面積について。

5.3.2 事例 新治学園整備基本計画策定時の教職員ワークショップ

土浦市では平成 26 年に「新治地区小中一貫教育学校整備基本計画」の策定に向けて教職員向けのワークショップを 3 回実施しています。第 2 回ワークショップ以降はグループディスカッションを行い、新治地区に限らず小中一貫教育学校整備に向けた意見を幅広く交換しました。

その中であげられた意見や方針について、（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校整備にも共通していると考えられる事項を以下にまとめます。

表 5-6 教職員ワークショップの概要

回数	開催日	参加者	内容
第 1 回 WS	平成 26 年 8 月 6 日	教職員 51 名、事務局 2 名	講話 「小中一貫教育について」
第 2 回 WS	平成 26 年 8 月 22 日	教職員 47 名、委員長*1 名、事務局 4 名、設計事務所 2 名	アンケート集計結果及び検討案を基に意見を交換
第 3 回 WS	平成 26 年 9 月 22 日	教職員 54 名、委員長*1 名、事務局 7 名、設計事務所 2 名	検討案を基に意見を交換

※新治地区小中一貫教育学校整備基本計画策定委員会委員長

●主な意見・方針

- ・職員室・校長室・事務室・保健室の配置について。
- ・職員室の設置階について意見が分かれた。
- ・保健室は 1・2 年生教室及びグラウンドに近いところに設置が良い。
- ・校庭のトラック規模について。
- ・遊具、学級園の設置について。
- ・1・2 年生教室の配置階について。
- ・図工室の配置階について。
- ・特別支援学級と普通学級のレイアウトについて。
- ・特別支援教室数について。
- ・体育館への動線について。
- ・プールの設置有無について（周辺プール施設の利用）
- ・特別教室の一体的な配置について。
- ・図書メディアセンターと多目的室の配置について。

なお、統合小学校においても、令和 6 年度の基本設計の際に、教職員や保護者とのワークショップを予定しております。

5.4 その他の検討事項

(1) 環境への配慮

環境に配慮した学校施設を目指し、①熱負荷低減、②再生可能エネルギー活用、③省エネルギーシステム導入の視点でLCCの低減方法を検討します。検討にあたっては、「エコスクール・プラス」の認定等による補助金の活用を視野に入れながら、環境負荷の低減に加え、環境教育へも配慮します。先進技術の採用にあたっては、ライフサイクルでの費用対効果を勘案し、決定します。

表 5-7 導入検討する省エネ技術・設備（例）

項目		技術・設備
熱負荷の低減		熱負荷を低減する配置計画等
		外壁・屋根の断熱性能確保、庇やルーバー、バルコニーによる日射制御、屋上緑化、Low-E ガラス
再生可能エネルギーの活用	直接利用	自然採光が得やすい計画、自然通風を促進する室配置、ドラフト効果、ナイトパージ等
	間接利用	太陽光発電、井水利用、雨水利用、地中熱利用、エコマテリアルの採用等
省エネルギーシステム		LED、昼光利用制御、人感センサー、トップランナー変圧器、高効率空調、節水型器具

(2) 防災拠点機能の向上

災害時には避難所となり、避難が長期化した場合には学校と共存するため、災害の段階に応じて求められる機能を整理し耐震性やライフラインを確保します。

表 5-8 避難所に求められる機能

段階	求められる機能	必要な施設設備例
救命避難期 (発災直後～避難)	地域住民の学校への避難 子どもたちの安全確保	安全な避難経路、バリアフリー
生命確保期 (避難直後～数日)	避難場所の開設・管理運営 子どもたちや保護者の安否確認	防災備蓄倉庫、災害対応トイレ、情報通信設備、発電設備(設置要否は要協議)
生活確保期 (数日～数週間後)	自治組織の立ち上がり、ボランティア活動開始 学校機能再開の準備	上水(耐震性貯水槽)・ガス(LPG)などのインフラ設備、和室・更衣室などの個室
学校機能再開期	学校機能と避難所機能の同居	左記を考慮した施設ゾーニング

(3) 改築工事期間中の既存小学校児童への配慮

改築工事期間中は、計画予定地内に既存小学校が立地する特性を十分に考慮し、騒音や振動への配慮や、工事範囲の明確な区画分け等により十分な安全を確保します。また既存小学校の登校時間の車両出入りの禁止や適切な誘導員の設置などを行います。

新校舎の配置により工事期間中に既存の職員駐車場が利用できなくなる場合は、仮設駐車場の確保等、学校運営に支障のない計画とします。

5.5 配置計画の方針

配置計画については、既存の上大津東小学校を運営しながら新校舎の建設を行うため、新校舎は既存校舎の北側に配置する方針です。

市学校施設は、80年程度使用可能とする「土浦市学校施設長寿命化計画」の方針に基づき、長寿命化改良工事を行うことで、既存建物を長く有効に活用し、安全・安心で持続可能な教育環境を確保していくこととしております。

従いまして、既存体育館についても、長寿命化改良工事を実施し、機能向上を図ることを基本としております。

なお、構造体の劣化状況等を踏まえ、教育効果や利便性、安全性などについて、総合的に考慮したうえで、体育館の長寿命化改良、または建て替えの方針を決定し、全体配置を検討してまいります。以上を踏まえ、配置ゾーニング図を作成しました。

なお、以下は概略の方針であり、基本設計において改めて詳細な検討を行い、配置計画を決定します。

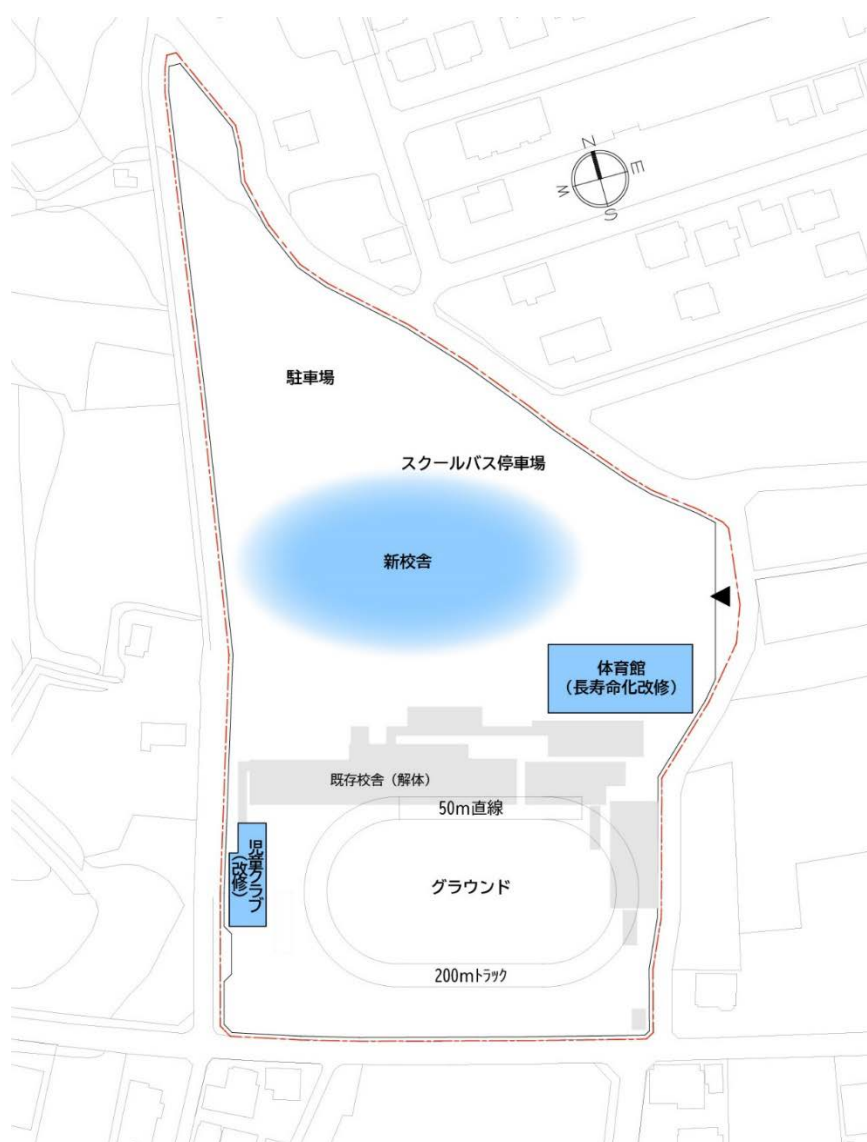


図 5-1 配置ゾーニング図 (方針)

5.6 工事手順の検討

配置計画の方針をもとに工事手順の検討を行いました。工事期間中にわたって既存の上大津東小学校が継続的に運用可能な計画とします。具体的な工事範囲、工事車両動線等は基本設計段階で実施する詳細な配置計画の検討と合わせて決定します。

なお、体育館については長寿命化改良に伴い、他校の事例と同様に工事期間中は使用できなくなります。

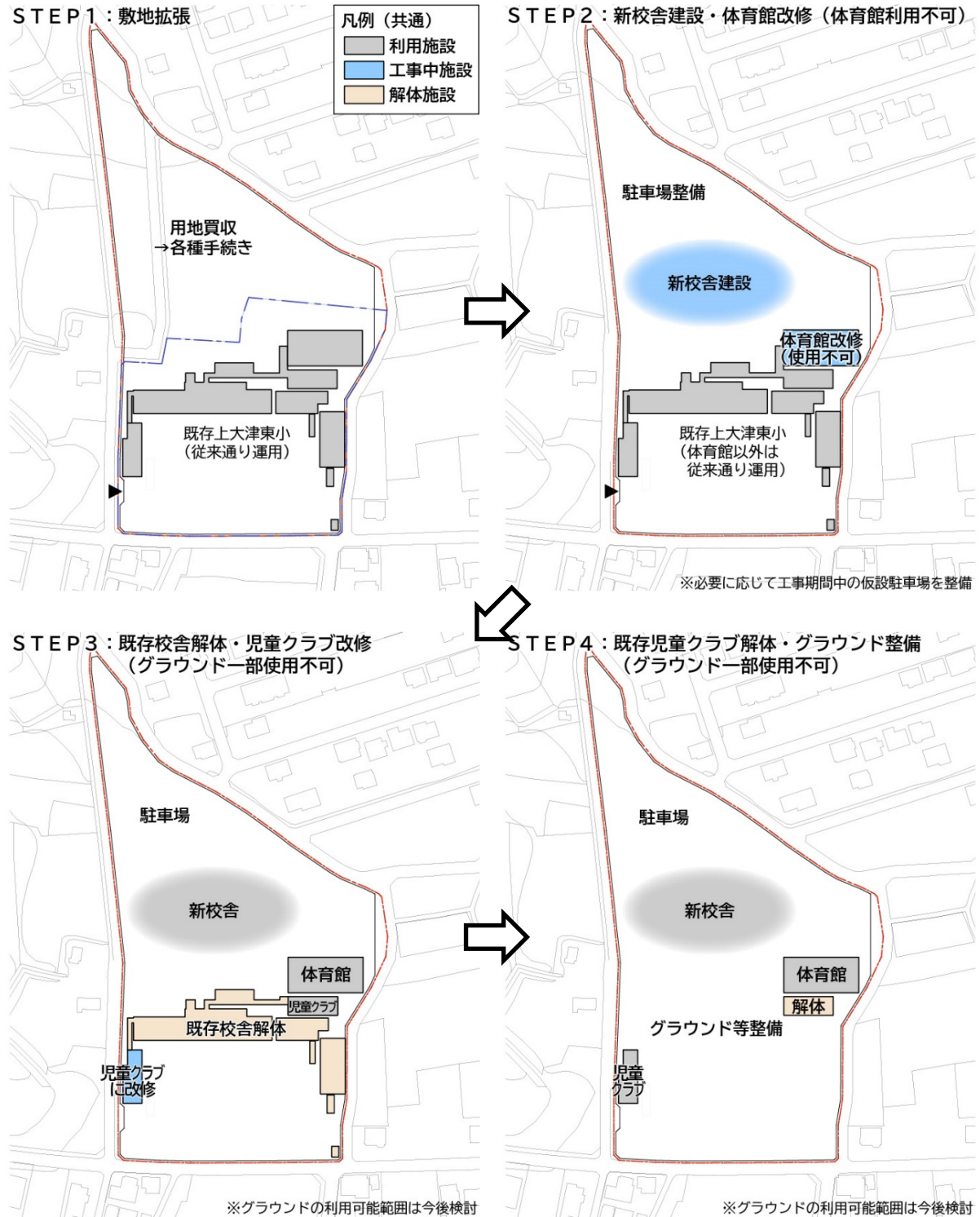


図 5-2 工事手順イメージ

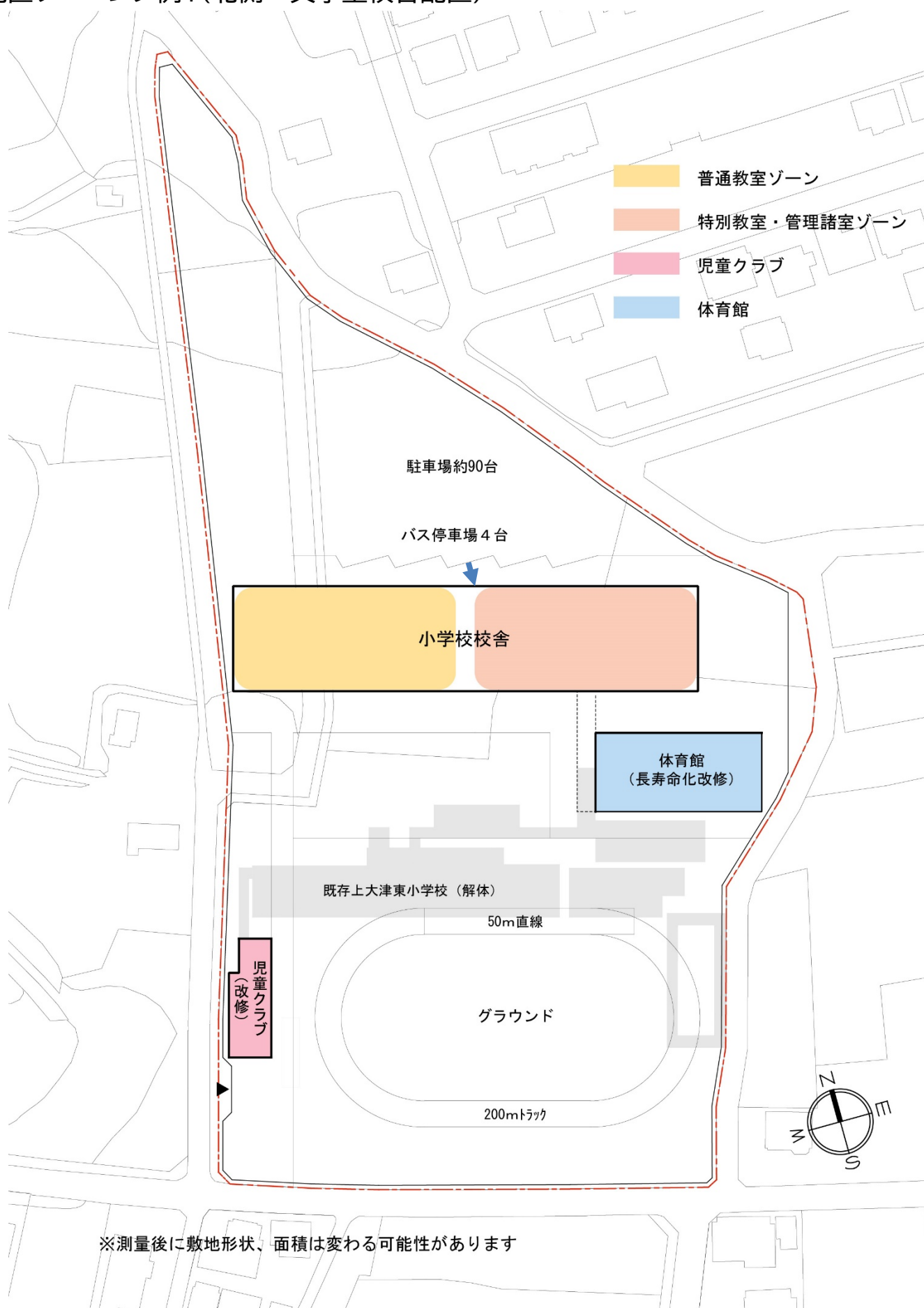
5.7 想定される配置ゾーニング例

配置計画の方針を踏まえ、想定される配置ゾーニング例について、以下に整理します。

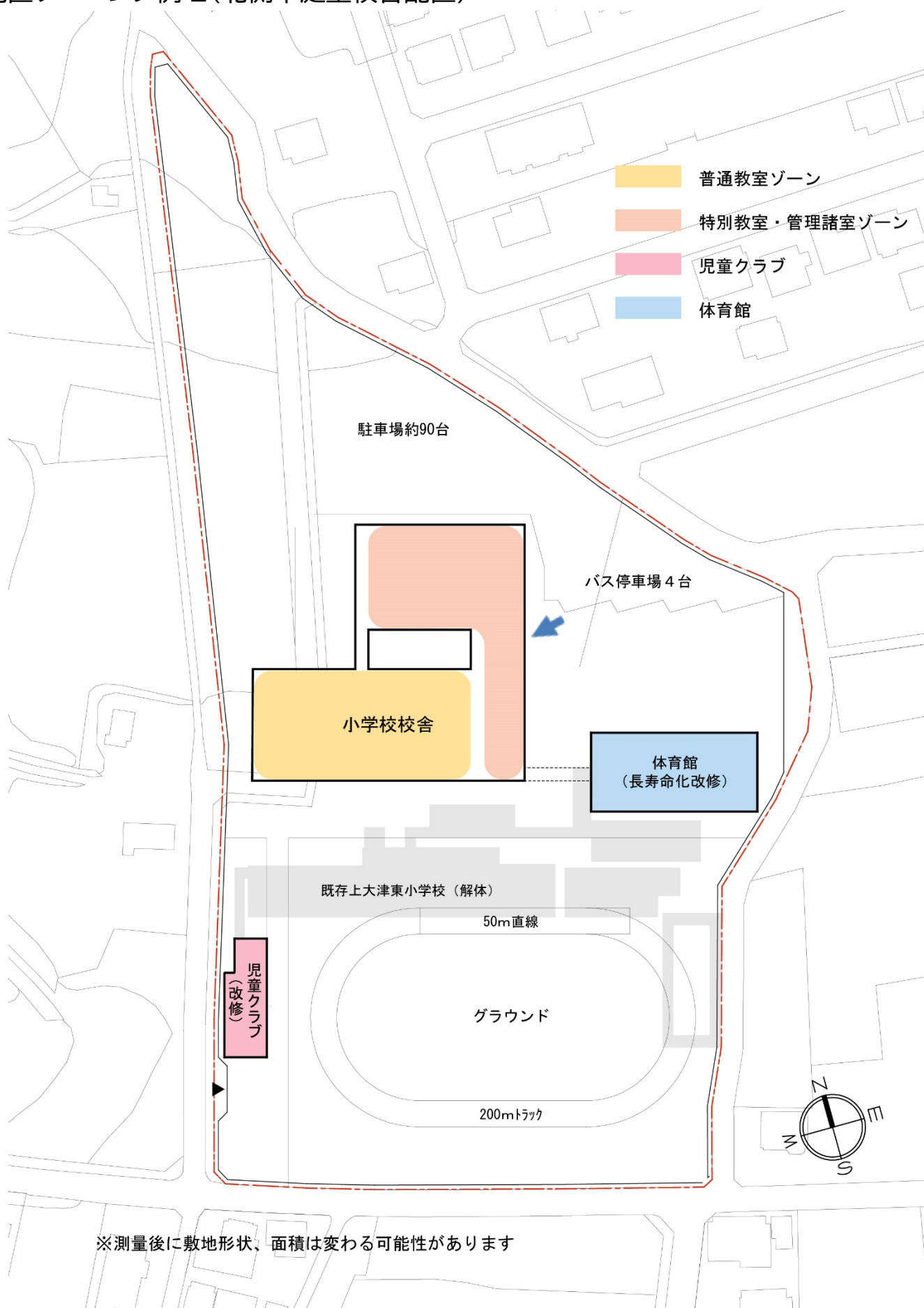
表 5-9 配置ゾーニング例

	配置ゾーニング例1（北側一文字型校舎配置）	配置ゾーニング例2（北側中庭型校舎配置）	配置ゾーニング例3（北西側一文字型校舎配置）
配置イメージ			
教室環境	<ul style="list-style-type: none"> 校舎を東西軸に配置することができるため、全普通教室を南向きに配置できる（午前・午後を通じ、陽が当たる時間が長い）。 特別教室等も含め、全教室を視界の開けた良好な環境に配置できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎を東西軸に配置することができるため、全普通教室を南向きに配置できる（午前・午後を通じ、陽が当たる時間が長い）。 一部の特別教室等が中庭に面する配置となるため、採光の確保等に配慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎が南北軸となるため、全普通教室が東向きとなる（午前だけの陽当たり）。 特別教室も含め、全教室を視界の開けた良好な環境に配置できる。
児童動線	<ul style="list-style-type: none"> 校舎が東西に長くなるため、普通教室から特別教室への動線が長くなる。 普通教室から特別教室への移動の際に、一部で他学年の教室前を通る必要がある。 スクールバス乗降場所から校舎までの動線が短い。 	<ul style="list-style-type: none"> コンパクトな校舎となるため、動線が短い。 例1と比較して、普通教室から特別教室への移動の際に、他学年の教室前を通る機会が少ない。 スクールバス乗降場所から校舎までの動線が短い。 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎が南北に長くなるため、普通教室から特別教室への動線が長くなる。 普通教室から特別教室への移動の際に、一部で他学年の教室前を通る必要がある。 スクールバス乗降場所から校舎までの距離が長く、サブグラウンドを通るため、雨の日等の通路対策を要する。
運動環境	<ul style="list-style-type: none"> 広いグラウンド面積が確保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 例1と比較すると、グラウンド面積がやや小さくなる（既存よりは大きく確保可能）。 	<ul style="list-style-type: none"> 午前中しかグラウンドに陽が当たらないため、雨の後に乾きにくい。 メイン・サブの合計では広いグラウンド面積が確保できる。 メイングラウンドが住宅地に面するため土埃や騒音に配慮が必要。
教室・校庭連携	<ul style="list-style-type: none"> 普通教室がグラウンドに面して配置できる。 体育館、児童クラブがグラウンドに面して配置できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通教室がグラウンドに面して配置できる。 体育館、児童クラブがグラウンドに面して配置できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通教室がグラウンドに面して配置できる。 体育館、児童クラブがグラウンドに面して配置できる。
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携室や学校開放を行う特別教室・体育館を、普通教室と明確にゾーン分けできるため、地域とのさらなる連携が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携室や学校開放を行う特別教室・体育館を、普通教室と明確にゾーン分けできるため、地域とのさらなる連携が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校開放を行う特別教室と体育館の間に普通教室が配置されるため、管理区画・動線等に配慮が必要。
安全性	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の南北で明確に歩車分離が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の南北で明確に歩車分離が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に複数の駐車場が必要となるが、明確に歩車分離が可能。
防災計画	<ul style="list-style-type: none"> 避難所となる体育館や一部の諸室（普通教室以外）を普通教室と明確にゾーン分けできるため、避難所運営がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所となる体育館や一部の諸室（普通教室以外）を普通教室と明確にゾーン分けできるため、避難所運営がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所となる体育館や一部の諸室（普通教室以外）を普通教室と明確にゾーン分けできるため、避難所運営がしやすい。ただし、特別教室の一部を避難所利用する場合は、動線に配慮が必要。
工期	<ul style="list-style-type: none"> ①新校舎建設・体育館改修、②既存校舎解体・児童クラブ改修、③既存児童クラブ解体の3段階。 	<ul style="list-style-type: none"> ①新校舎建設・体育館改修、②既存校舎解体・児童クラブ改修、③既存児童クラブ解体の3段階。 	<ul style="list-style-type: none"> ①新校舎建設、②既存校舎解体、③新体育館建設・児童クラブ改修、④既存体育館・児童クラブ解体の4段階となり、工期が長くなる。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 案の特性に応じた特別なコストを必要とせず、一般的な建設費で実現可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 案の特性に応じた特別なコストを必要とせず、一般的な建設費で実現可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 体育館の解体・建設が必要となるため、相対的にコストが高い。

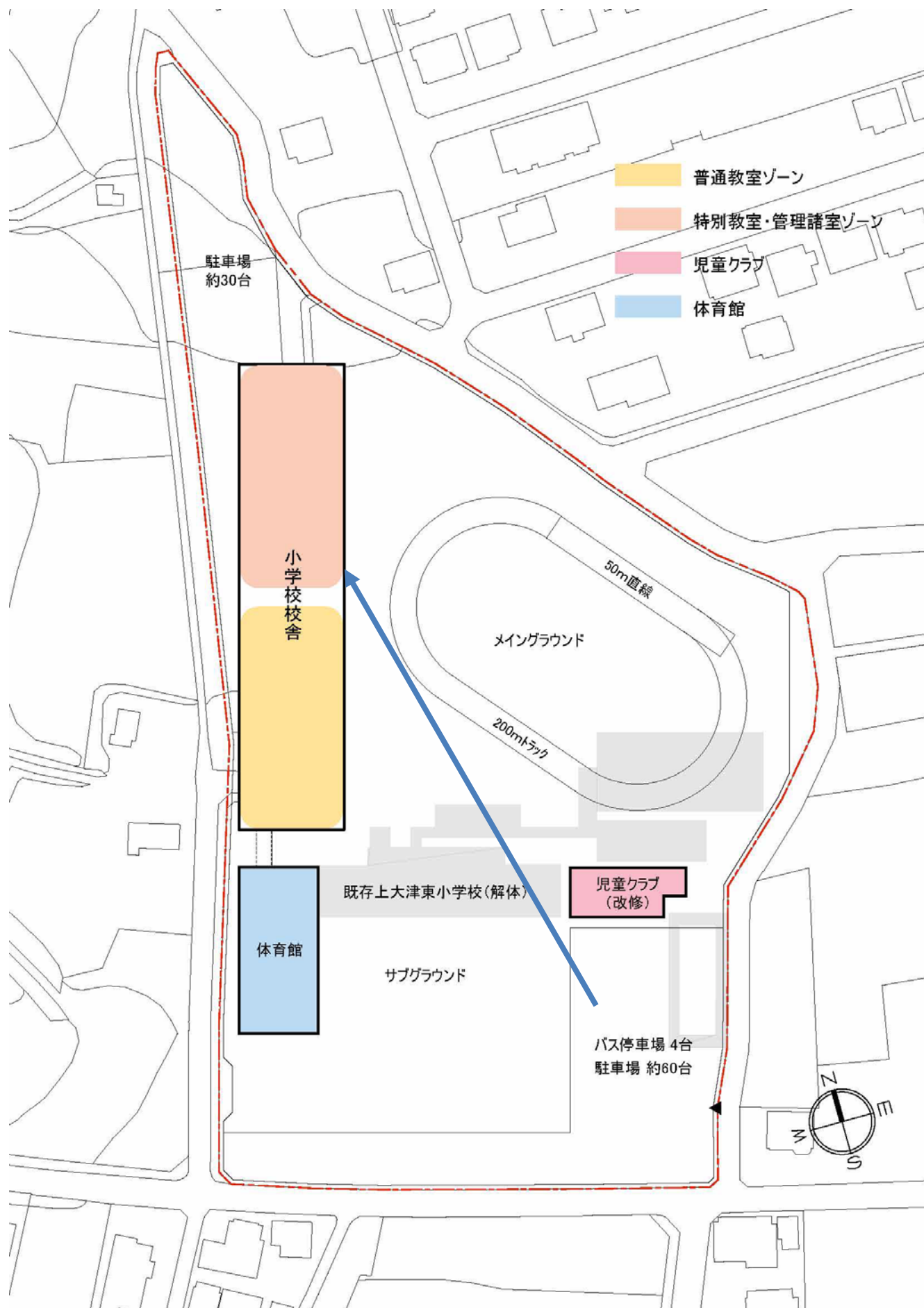
配置ゾーニング例1(北側一文字型校舎配置)



配置ゾーニング例 2 (北側中庭型校舎配置)



配置ゾーニング例3(北西側一文字型校舎配置)



5.8 基本配置計画案等に対するこれまでの検討経緯

基本配置計画案等について、これまでの検討経緯を以下にまとめます。

令和4年3月に策定した（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校整備基本計画（案）（以下「旧計画」という。）では、統合小学校候補地を土浦市立第五中学校西側（以下「旧候補地」という。）を選定し、計画しました。

旧計画においては、旧候補地内の高低差を活かした施設の配置や、統合小学校と上大津公民館の複合化を考慮した計画としていましたが、計画策定からの期間も短く、地域住民の十分な理解を得られるまでには至りませんでした。

そうした一方で、昨今の上大津地区の国道354号の交通量の著しい増加や交通死亡事故の発生頻度の高まり等、旧候補地周辺を取り巻く事情は大きく変化しており、通学路の安全確保が大きな課題としてあげられました。

土浦市としては、子供たちの安全確保を最優先すべきこととし、児童の通学時における安全確保の観点から旧候補地を見直しました。

新たな統合小学校建設候補地については、（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会にて、統合小学校地区の対象地区長・保護者代表等より意見を取集・議論を行いましたので、以下にその内容をまとめます。

表 5-10 これまでの検討経緯

年月日	委員会等	内容等
令和3年11月30日	第1回（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会	旧候補地選定について
令和3年12月15日	地元回覧	旧候補地選定について
令和3年12月23日	上大津公民館運営委員会説明会	公民館との複合化について
令和4年3月	旧計画パブリック・コメント	—
令和4年4月26日	上大津公民館運営委員会説明会	—
令和4年5月24日	地元説明会	現地見学
令和4年5月30日	陳情書受領（おおつ野・沖宿町・田村町・菅谷町）	旧候補地の見直しについて
令和4年6月10日	要望書受領（白鳥新町）	旧候補地の見直しについて
令和4年7月13日	上大津地区統合小学校懇談会	8地区長、PTA代表
令和4年8月23日	第1回施設整備等検討委員会	建設候補地の再検討について
令和4年9月13日	候補地見直し通知	旧候補地の地権者等に手渡し
令和4年10月1日	地元回覧	候補地の見直しについて
令和4年10月25日	第2回施設整備等検討委員会	候補地比較検討
令和4年11月22日	第3回施設整備等検討委員会	提言書案について
令和4年12月5日	提言書受理	建設候補地について

表 5-11 検討委員会の開催概要

回数	第 1 回	第 2 回	第 3 回
公開・非公開の別	公開	公開	公開
開催日時	令和 4 年 8 月 23 日(火曜日) 午後 7 時～午後 7 時 40 分	令和 4 年 10 月 25 日(火曜日) 午後 7 時～午後 7 時 50 分	令和 4 年 11 月 22 日(火曜日) 午後 7 時～午後 7 時 40 分
開催場所	上大津公民館 集会室	上大津公民館 集会室	上大津公民館 集会室
出席者	委員 18 名、傍聴人 7 名、事務局 9 人	委員 19 名、傍聴人 10 名、事務局 9 人	委員 18 名、傍聴人 7 名、事務局 10 人
議題	(1) 検討委員会の設立について (2) 委員長の選出 (3) (仮称)土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地について	(1) 新候補地案について	(1) (仮称)土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地についての提言書(案)について
議事結果	(1) 設立目的についての説明。 (2) 上大津ブロック会会長 瀧区長を委員長に指名。 (3) 土浦第五中学校西側の現在の建設候補地について協議を行い、意見を聴取した結果、現候補地については、課題や不安が多く市に見直し案を検討して頂きたいとの結論がなされた。	(1) (仮称)土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地比較表について説明 (2) (仮称)土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地比較表を基に審議を行い、安全性、経済性が特に優れている「上大津東小学校北側敷地拡張案」が良いという方針が示された。 (3) 提言書案について、次回審議する。	(1) (仮称)土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地についての提言書(案)については了承された。 (2) 軽微な追記、訂正の確認については、委員長に一任する。

5.8.1 (仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会 (第1回) (令和4年8月実施)

令和4年8月に行われた(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会にて挙げられた意見について以下にまとめます。

●主な意見

- ・子どもたちが安全に通学できる場所(校地)を設定してほしい。
- ・児童が354号を渡ることは非常に危険であり、朝・夕の誘導だけでは不安である。また、くぼ地を埋め立てたとして、安全な構造となるのか。
- ・子どもにバイパスを渡らせるべきではない。
- ・場所をどうするのか、もしくはスクールバスをどうするのかという検討がなされるべきであると考ええる。
- ・上大津東小の近くであればみんなが安全に通学できるのではないかとと思われる。
- ・マイクロバスで通うことで、交通事故や立哨の手間が無くなるため、マイクロバスでの通学に賛成している。

5.8.2 (仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会 (第2回) (令和4年10月実施)

令和4年10月に行われた(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会にて挙げられた意見について以下にまとめます。

●主な意見

- ・上大津東小北側拡張案について、町内の理解を得ており、コストも一番低く、安全性も考えられているため、条件が良い。
- ・上大津東小北側拡張案も良いが、校舎棟の改修・再利用は可能か。
- ・長寿命化により40年使えるようになるのか。
- ・スクールバスは有料を想定しているのか。

5.8.3 (仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会 (第3回) (令和4年11月実施)

令和4年11月に行われた(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会にて挙げられた意見について以下にまとめます。

●主な意見

- ・費用の抑制については、効果的な教育を進めるうえで、設計の制約を受けることや周辺地域住民が負担を強いられることや在校生が負担を強いられないようにしてもらいたい。
- ・体育館は建替えないこととして評価していると思うが、建替えたとしても評価に変化はないと思うので、費用の抑制ばかり注目せず、全体的なことを考慮して学校建設を進めてほしい。
- ・ダイユウエイト裏からおおつ野団地の端を通るルートを整備していただけると、大型バスが乗り入れられると思うので検討していただきたい。
- ・開校日は令和9年4月から変更はないか。
- ・どのような配置であれば効果的な教育が行われるか、地域に負担をかけないかを考えて計画を進めてほしい。

5.8.4 (仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会 (提言) (令和4年12月)

過去3回に渡り行われた(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会における統合小学校建設候補地についての提言を以下に示します。

●統合小学校建設候補地についての提言

これまでの検討結果を基に、検討委員会において審議した結果、(1)通学路の安全対策については、国道354号を横断し通学する児童に対し、通学バスにより安全確保が図れること、また費用においても原案に比べ安価であること、(2)小中一貫教育については、これまでどおり効果的に実践できること、(3)経済性については、他の案と比較して大幅に支出を抑えることが可能である等を踏まえ、総合的に判断し、検討委員会としての統合小学校建設の新候補地は、

『上大津東小学校北側拡張』

とすることが望ましいという結論となりましたので、提言いたします。

5.8.5 今後の課題および設計方針

(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会の意見を踏まえ、今後の計画方針を検討しました。方針は以下のとおりです。

●今後の課題・方針

①施設に関すること

- ・設計の際には上大津東小学校の意見を踏まえながら配置を検討する。
- ・費用の抑制だけでなく、教育効果や利便性、安全性など、総合的に考慮して、体育館の長寿命化改良、もしくは建て替えの方針を決定する。
- ・教育効果の向上や在校生・地域への負担軽減に十分に配慮して配置計画を検討する。
- ・昇降口の位置や動線については、通学路の安全性やスクールバスからの動線に配慮して検討する。
- ・既存体育館を長寿命化改良して活用する場合は、耐用年数や機能性等を考慮した改修を実施する。
- ・将来児童数が減少した場合には、増加が見込まれる放課後児童クラブや地域住民が利用可能なスペースなど、有効活用が図られるよう、対応する。

②敷地に関すること

- ・児童の動線と車両の動線を明確に分離し、登下校等の安全性を確保する。
- ・敷地内におけるスクールバスの転回、児童の乗降の安全性等に配慮してバス停車スペースを検討する。

③運営に関すること

- ・スクールバスの運行に支障が出ないよう設計・配置を検討する。

6. 概算工事費の算出

6.1 概算工事費の算出

直近の近隣市町村における建設事例などより、概算工事費を算出しました。

表 6-1 概算工事費（令和5年1月現在）

項 目		費用(千円)
		令和5年1月現在
設計・監理費	—	268,000
調査・手続費	—	89,000
施設建設費	校 舎	3,636,000
	体 育 館	
	児 童 ク ラ ブ	
	外 構	374,000
既存校舎解体費	—	117,000
合 計	—	4,484,000

※上記には用地購入費、備品調達費、道路整備費、既存樹木の伐採・伐根及び移植費用等を含んでいません。

6.2 概略事業工程の検討

概略事業工程を以下に示します。

内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
設計者選定	●—●					
基本設計・実施設計		●—●				
施工者選定				●—●		
建設工事				●—●		● 開校
既存校舎解体						●—●

図 6-1 概略事業工程図